

第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

(令和4年度～令和7年度)

令和4年4月

長 崎 市

目 次

ページ

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 安全の範囲	1
第3節 計画の位置づけ	1
第4節 計画の期間	2

第2章 計画の理念及び施策の体系

第1節 基本理念	3
第2節 施策の体系	3
体系図	4

第3章 犯罪の現状と取組

第1節 犯罪の現状	5
第2節 これまでの取組状況	10
第3節 市、市民、事業者の責務	11

第4章 具体的な取組

第1節 意識づくり	
1 自主防犯意識の啓発	12
2 規範意識の向上	13
3 安全情報等の提供	18
第2節 地域づくり	
1 地域における連帯感の向上	21
2 地域の防犯・安全活動の促進	22
3 子どもの安全を守る取組の推進	25
第3節 社会づくり	
1 暴力行為の根絶と追放	34
2 女性、高齢者、障害者等の安全を守る取組の推進	36
3 犯罪被害者等支援の推進	44
4 再犯防止の推進	50
5 犯罪防止に配慮した公共施設等の整備促進	57
6 犯罪防止に配慮した住環境の推進	59

第5章 推進体制

第1節 推進体制の整備	62
第2節 進捗状況の進行管理	62
第3節 計画の成果指標	62

数値目標一覧表	63
----------------	----

(参考資料)

長崎市安全・安心まちづくり推進条例	66
長崎市安全・安心まちづくり推進本部設置要綱条例	71

用語の説明	77
-------	----

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の趣旨

長崎市では、犯罪のない社会の実現を目指して、平成16年に「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行しましたが、その後平成19年に発生した伊藤前市長の銃撃事件を機に暴力追放を始めとする安全で安心なまちづくりに対する意識がさらに高まり、平成21年3月に安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定しました。以降、平成23年3月に第2次計画を、平成28年5月に第3次計画を策定し、これらの計画に基づき、自主防犯意識の高揚、官民協働による防犯活動の拡大、防犯に配慮した環境整備などの事業を展開してきました。

こうした取組みにより、本市の刑法犯^{*1}認知件数^{*2}は、令和2年には912件と、計画策定前の平成20年(3,502件)と比較して約26パーセントにまで減少するなど、一定の成果を上げています。

しかしながら、一方でサイバー犯罪やニセ電話詐欺(特殊詐欺)などに類する“新たな犯罪”が発生するなど、犯罪の巧妙化・複雑化が見られています。また、虐待や配偶者からの暴力に係る相談は増加傾向にあり、声掛け事案も依然として発生しています。

このようななか、市民が安全にかつ安心して暮らすことができる犯罪のない社会の実現のためには、引き続き市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、連携を図りながら協働して、取り組んでいく必要があります。

本行動計画は、これまでの経緯及び現状を踏まえて、犯罪のない、安全で安心なまちづくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、第4次計画として策定するものです。

第2節 安全の範囲

この計画における「安全」とは、個人の生命、身体又は財産に対して危害又は損害を及ぼす犯罪に係る安全とします。

第3節 計画の位置づけ

この計画は、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を踏まえ、安全で安心なまちづくりを総合的に推進するための計画で、上位計画となる「長崎市第五次総合計画」と整合を図るとともに、「第4次長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり行動計画」とも整合

を図ったものとします。

第4節 計画の期間

この計画の期間は、「長崎市第五次総合計画（前期基本計画）」との整合を図るため、令和4年度から令和7年度までの4年間とします。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
第四次 総合計画	長崎市第五次総合計画（前期基本計画）			
第3次安全・安心 まちづくり行動計画	第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画			

第2章 計画の理念及び施策の体系

第1節 基本理念

長崎市安全・安心まちづくり推進条例では、「市民が安全に、かつ安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という）を、市、市民及び事業者が一体となって総合的に推進し、もって個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現すること」を目的としています。

これを踏まえ、この計画における基本理念は、「市民が安全で安心して暮らすことができるまちの実現」とします。

第2節 施策の体系

安全で安心なまちづくりを推進するため、次の3つの基本方向に沿って重点施策及び取組方針を定め、施策の展開を図ります。

- 1 「意識づくり」…市民を対象として、「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と「自らが犯罪を起こさない」という規範意識の高揚を図ります。
- 2 「地域づくり」…それぞれの地域において、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。
- 3 「社会づくり」…全市的な取組みとして、「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境整備を図ります。

体 系 図

【基本理念】

【基本方向】

【重点施策】

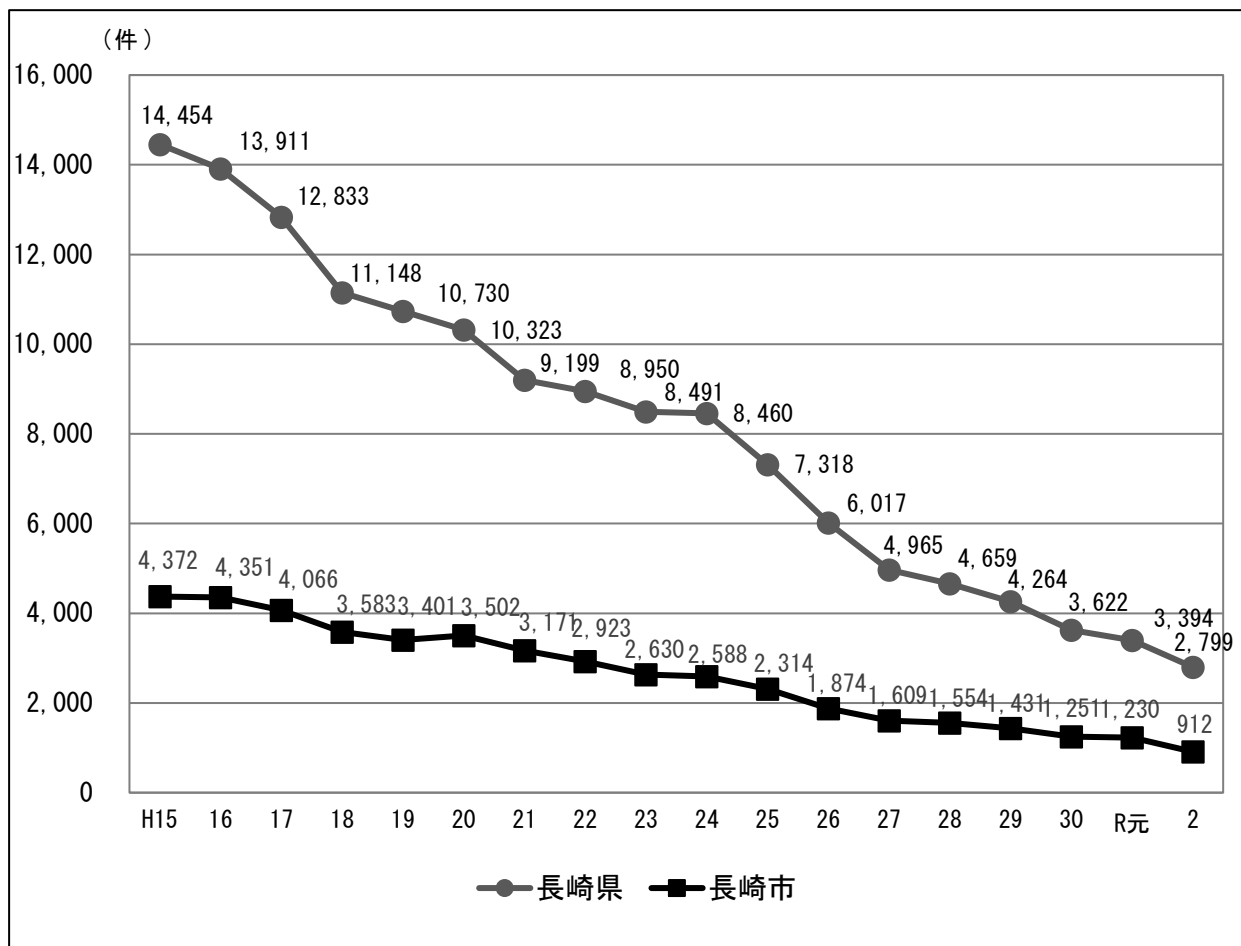
【取組方針】



第3章 犯罪の現状と取組

第1節 犯罪の現状

1 刑法犯認知件数の推移（長崎県内と長崎市内の状況）

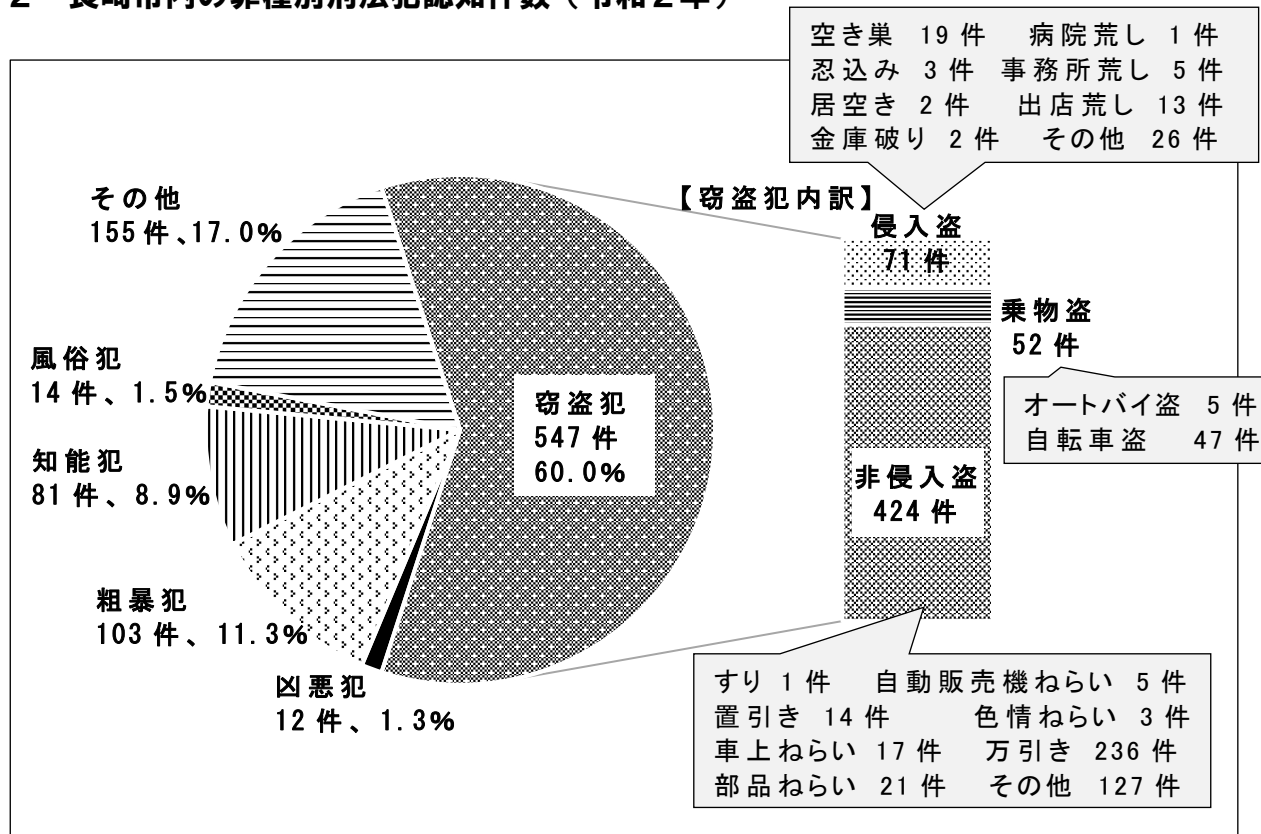


（資料：長崎県警察本部）

長崎県における刑法犯認知件数は、平成15年の14,454件をピークに年々減少しており、令和2年は2,799件となっています。また、犯罪率・検挙率^{※3}は、全国でも常に良い方の上位にランクされており、令和2年の犯罪率は低い方から全国第2位、検挙率は高い方から全国第6位となっています。

長崎市においても、刑法犯認知件数は長崎県と同様に減少傾向にあり、令和2年は912件となっています。

2 長崎市内の罪種別刑法犯認知件数（令和2年）



＜長崎市内の罪種別刑法犯認知件数の推移＞

（単位：件）

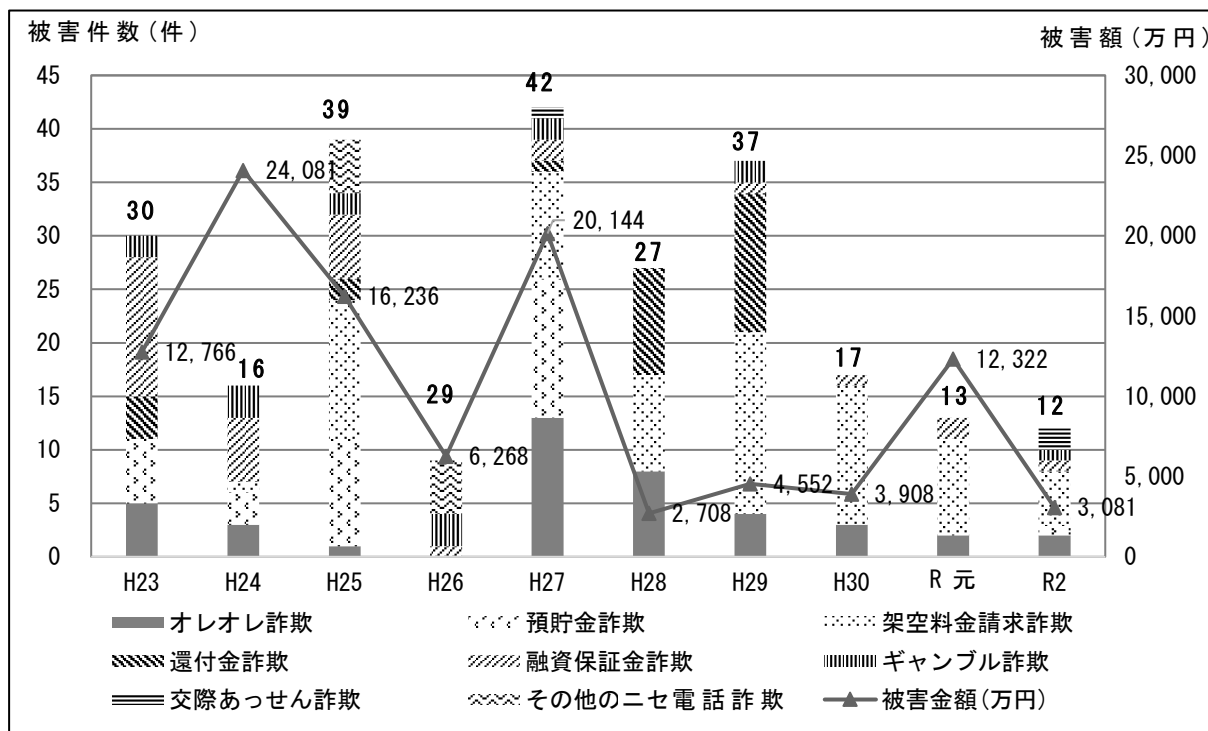
罪種	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
凶悪犯 ^{※4}	4	13	10	10	12
粗暴犯 ^{※5}	142	146	148	155	103
窃盗犯	980	952	795	741	547
知能犯 ^{※6}	132	113	111	103	81
風俗犯 ^{※7}	21	26	31	24	14
その他	275	181	156	197	155
合計	1,554	1,431	1,251	1,230	912

※各罪種の解説は、76ページの「用語の説明」をご覧ください。

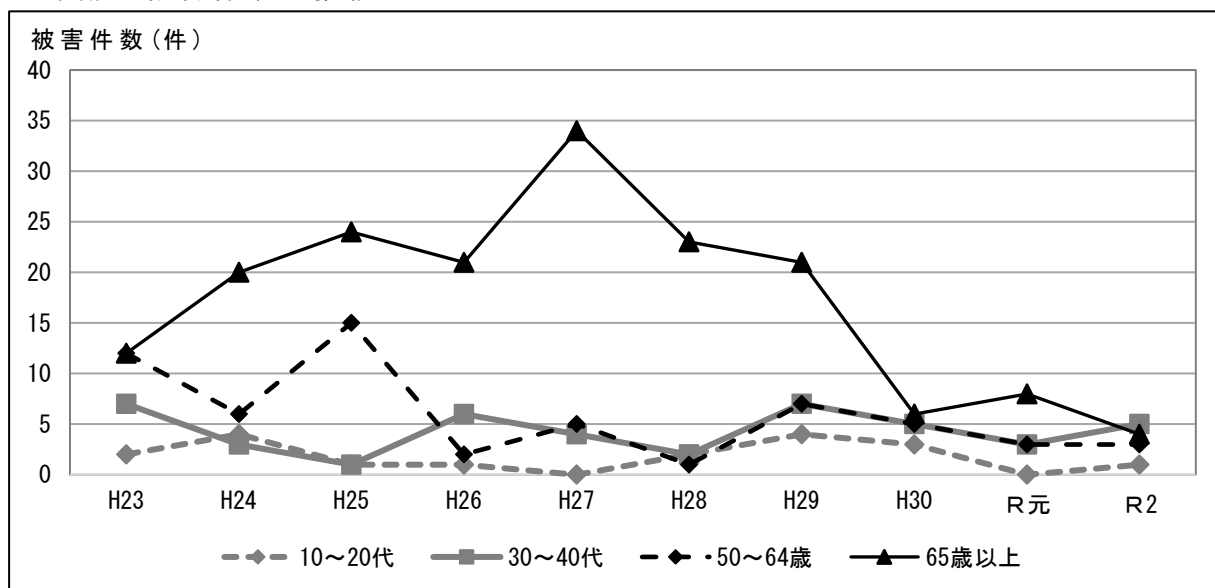
（資料：長崎県警察本部）

過去5年間の罪種別刑法犯認知件数では、窃盗犯が最も多く平均して全体の約6割を占め、次いで粗暴犯が平均して全体の約1割となっています。

3 長崎市内のニセ電話詐欺被害状況の推移



<年齢別被害件数の推移>

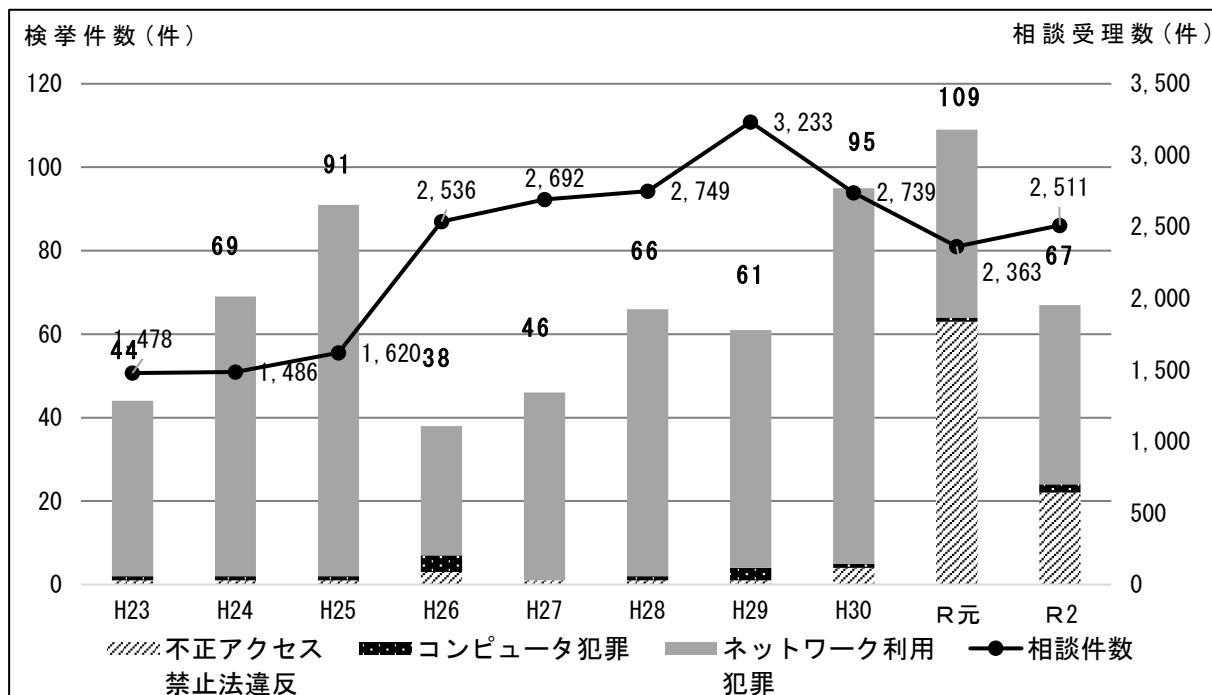


(資料：長崎県警察本部)

ニセ電話詐欺の被害件数は、平成 27 年をピークに減少傾向にあります。手口は様々で、過去に見られた手口の被害が再び拡大することもあるなど、年々変化していることがわかります。

また、ニセ電話詐欺の被害者は高齢者が多数を占めていましたが、近年は全年齢に広がりを見せています。

4 長崎県内のサイバー犯罪検挙件数及び相談受理件数の推移

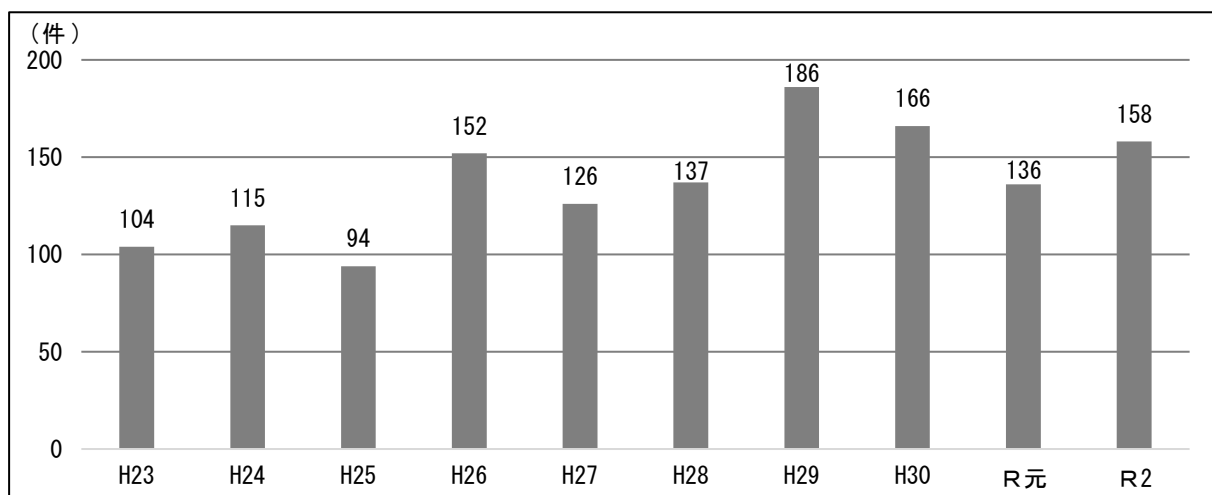


(資料：長崎県警察本部)

サイバー犯罪に関する相談受理件数は、平成26年以降、毎年2,000件を超えており、高止まりの状況で推移しています。

サイバー犯罪は、広域性・匿名性・潜在性という特性があり、年々、悪質化・巧妙化していることから、今後も注視していく必要があります。

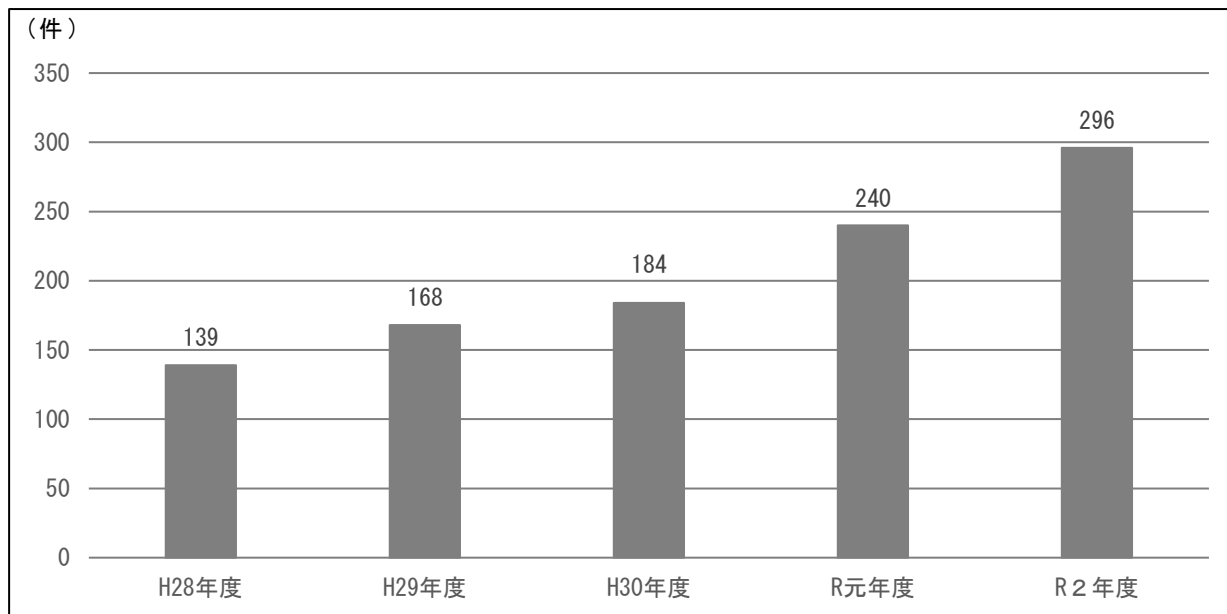
5 長崎市内の声掛け事案発生状況の推移



(資料：長崎県警察本部)

略取・誘拐や性犯罪等の重大な犯罪の前兆となるものもある声掛け事案は、増減を繰り返しながら徐々に増加している状況にあります。

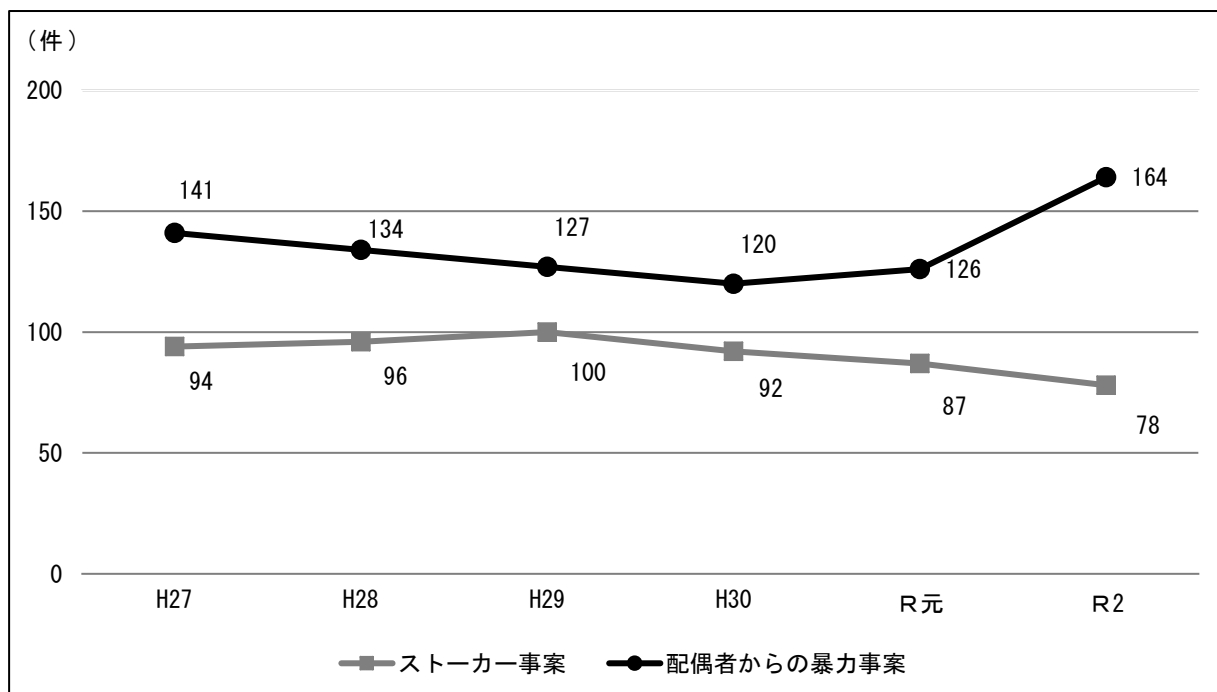
6 長崎市内の児童虐待相談対応件数の推移



(資料：長崎市)

本市における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和2年度は過去最多の状況です。

7 長崎市内のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の相談件数の推移



(資料：長崎県警察本部)

ストーカー事案の警察への相談件数は減少傾向にありますが、配偶者からの暴力事案の相談件数は令和元年に増加に転じ、令和2年には急増している状況にあります。

第2節 これまでの取組状況

長崎市では、平成15年の男児誘拐殺人事件を受け、同年9月、市内に「こども安全対策会議」を設置し、子どもの安全を脅かす事件・事故の迅速、的確な情報収集、関係機関への情報発信に取り組みました。さらに、平成16年10月には、市、市民及び事業者が一体となって安全で安心なまちづくりを推進するため、「長崎市安全・安心まちづくり推進条例」を施行するとともに、同年11月に同条例に基づく市の附属機関として「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」を設置しました。平成17年6月には市内全小学校区(71校区)に自治会、育成協など地域住民が中心となって定期的な巡回パトロールを行う「子どもを守るネットワーク」が立ち上げられました。また、平成18年4月に安全で安心なまちづくりを推進する体制として、「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」を設置しました。

このように本市では、安全で安心なまちづくりを進めてきましたが、平成19年4月に発生した伊藤前市長の銃撃事件は、市民に大きな衝撃を与え、暴力追放を始めとする安全で安心なまちづくりに対する意識がさらに高まりました。平成20年1月に長崎市議会から暴力のないまちづくりに向けた提言(①暴力追放運動団体の発足、②暴力行為の根絶、追放に向けたアクションプランの策定、③毎年4月を「暴力追放強調月間」として設定)がなされ、平成20年4月には、地域団体、防犯活動団体、商工団体、教育機関、報道機関、行政機関などで組織する「暴力追放『いのちを守る』長崎市民会議」(令和3年4月現在、111団体)が結成され、毎年4月の「暴力追放強調月間」に開催する市民集会は、全市民的な集会として「いのち」の大切さを考え、安全で安心なまちづくりへの意識の高揚を図る場となっています。本市においては、平成21年3月に安全で安心なまちづくりを総合的に推進するため「長崎市安全・安心まちづくり行動計画」を策定し、平成25年4月には、全国的な暴力団排除の動きの中で、「長崎市暴力団排除条例」を施行し、市民、事業者及び関係団体等と連携して、暴力団排除を進めています。

また、地域においても「自分たちのまちは、自分たちで守る」という共通認識のもと、「まちの美化運動」「あいさつ運動」「巡回パトロール」「青色回転灯防犯パトロール」など、地域に応じた自主的な防犯活動の輪が広がっており、本市としても、地域の防犯力を高めるため、これらの活動への支援に努めています。

しかしながら、依然として犯罪は発生しており、犯罪被害に苦しむ方もいることから、犯罪被害者等に係る被害からの回復及び被害の軽減と犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的として、令和3年4月に「長崎市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等に寄り添った支援の充実を図っています。

第3節 市、市民、事業者の責務

安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら協働し、取り組むことが重要であり、条例において、それぞれの責務は次のとおりとなっています。

1 市の責務

市は、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策に積極的に取り組みます。

また、施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする子ども、女性、高齢者、障害者等に配慮するとともに、県、警察、関係団体等との連携を強化します。

2 市民の責務

市民は、防犯意識等の向上や安全で安心なまちづくりへの取り組みに努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力することが求められています。

3 事業者の責務

事業者は、市民の安全に配慮して、所有・管理する施設等を適正に管理し、また、事業活動においても、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講じるよう努めるとともに、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力することが求められています。

第4章 具体的な取組

第1節 意識づくり

市民を対象として、「自分の安全は、自分で守る」という自主防犯意識と「自らが犯罪を起こさない」という規範意識の高揚を図ります。

1 自主防犯意識の啓発

安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが「自分の安全は、自分で守る」という認識を持ち、自主防犯に関する意識を高めていく必要があります。

(1) 自主防犯意識の高揚

市民一人ひとりが自主的に防犯への備えを行い、「自分の安全は、自分で守る」という意識を高めるための広報啓発に取り組みます。

取組項目	内容	所管課
各種媒体を活用した啓発活動の実施	広報ながさき、長崎市ホームページ、長崎市公式ツイッターなどの各種媒体を活用して、自主防犯意識を高めるための広報啓発活動を行います。	自治振興課
地域防犯出前講座の実施	自治会や老人クラブ等に対し、警察署と合同で地域防犯出前講座を実施します。	自治振興課
消費生活出前講座の実施	悪質商法の事例や対処法等について啓発のための講座を実施します。	消費者センター
防犯パネル展の実施	市民の自主防犯意識及び規範意識を高めるため、「暴力追放強調月間」等の時期を踏まえ、防犯パネル展を実施します。	自治振興課
消費者被害啓発用パンフレット等の作成	消費者被害啓発用パンフレット等を作成・配布します。	消費者センター

地域包括支援センターの広報紙等での被害発生情報等の提供	地域包括支援センターが企画・提供する広報紙や教室・会議のほか、通いの場等において、警察と連携して被害発生情報や相談窓口等の情報提供を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
-----------------------------	---	-------------------------------

成果指標	単位	基準値	目標値
消費者トラブルにあわないように注意している市民の割合	%	89.8 (令和2年度)	94.9 (令和7年度)

(2) 暴力を追放する意識の高揚

長崎市、市民、事業者、関係機関、関係団体等が一体となって、命を大切にする思いを共有し、あらゆる暴力を追放するという意識の高揚を図ります。

取組項目	内容	所管課
暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会の開催	あらゆる暴力を追放し、命を大切にするという意識を高めるため、暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会を開催します。	自治振興課
広報紙「いのちを守る通信」の作成	暴力追放「いのちを守る」長崎市民会議や自主防犯団体等の活動を紹介する広報紙「いのちを守る通信」を作成・配布します。	自治振興課

2 規範意識の向上

安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりの自主防犯意識と併せて、日常生活のモラルやルール、マナーを尊重し、自らが犯罪を起こさないという意識を高めていくことが必要です。

(1) 自らが犯罪を起こさない意識の啓発

遵法意識、マナー、モラルの向上など、自らが犯罪を起こさないという意識の醸成を図るための啓発に取り組みます。

取組項目	内容	所管課
各種媒体を活用した啓発活動の実施	広報ながさき、長崎市ホームページ、長崎市公式ツイッターなどの各種媒体を活用して、遵法意識、マナー、モラルの向上など、自らが犯罪を起こさないという意識を高めるための広報啓発活動を行います。	自治振興課

(2) 人権尊重意識の啓発

子どもや女性、高齢者、障害者などに対する暴力や虐待、他人の個人情報や誹謗中傷のインターネット上への書き込みなど、安全で安心な暮らしを脅かす人権侵害が起きていることから、そのような人権侵害の加害者にならないよう、人権尊重意識の醸成を図るための啓発に取り組みます。

取組項目	内容	所管課
様々な人権課題に関する講演会の開催や啓発資料の作成・配布	様々な人権課題をテーマにして、市民を対象とした「人権問題講演会」、「企画講座」の開催や「人権問題特集号」、リーフレット等の作成、配布を行います。	人権男女共同参画室
DVに関する啓発講座の開催	男女共同参画推進センターでDVに関する啓発講座を開催します。	人権男女共同参画室
デートDV防止授業の実施	市内小中学校及び高等学校で、デートDV防止授業（派遣講座）を実施します。	人権男女共同参画室
児童虐待防止の啓発	児童虐待防止月間におけるリーフレット・ポスター配布により、市民への啓発活動を実施します。	子育てサポート課
高齢者虐待防止の啓発	高齢者虐待防止パンフレットの配布やホームページでの周知等により、市民への啓発活動を実施します。	高齢者すこやか支援課

成果指標	単位	基準値	目標値
人権啓発資料（広報紙折込含む）作成回数	回	2 （令和2年度）	2 （令和7年度）
デートDV防止授業開催数	回	22 （平成28年度～ 令和元年度平均）	23 （令和7年度）

(3) 非行防止の推進

子どもが非行に走らないよう、子どもの規範意識を育む教育などを推進します。

取組項目	内容	所管課
環境浄化活動の実施	コンビニやカラオケボックス等への調査を行い、有害環境の浄化について協力を依頼する社会環境実態調査 ^{**8} や、白ポストによる有害図書類の回収活動などによる環境浄化活動を実施します。	こどもみらい課
心の教育及びキャリア教育の充実	学校における生徒指導の推進やキャリア教育の充実に取り組みます。	学校教育課
道徳教育、人権教育の指導の充実	教職員向けの研修会の実施や資料の作成・配布など、教職員の指導力向上と日々の教育活動の充実及びいじめや問題行動に対する予防・早期発見・早期対応に向けた施策を行います。	学校教育課
補導活動の実施	少年補導委員による補導活動を実施します。	こどもみらい課

成果指標	単位	基準値	目標値
少年補導委員の年間活動実施率	%	88 （令和元年度）	90 （令和7年度）
社会環境実態調査対象店舗への調査実施率	%	69.6 （令和2年度）	100.0 （令和7年度）

(4) 情報モラル^{※9}の向上

SNS等での誹謗中傷など、インターネット上における犯罪やトラブルの加害者にならないよう、情報モラルの向上に取り組みます。

取組項目	内容	所管課
スマートフォンなどの使い方やマナー等の指導徹底	小中学校において、児童生徒のスマートフォンなどの使い方やマナー等について、指導の徹底を図ります。	学校教育課
メディア利用のルールづくり	P T A連合会と連携し、スマートフォンや携帯電話等のメディア利用のルールづくりとその遵守について、保護者への啓発活動に取り組みます。	生涯学習課
メディア利用の共通ルールのチラシ配布	メディア利用の共通ルールを掲載したチラシを小中学校全児童生徒に配布します。	生涯学習課
「メディアとの上手なつきあい方」のファミリープログラムの実施	保護者が子育てについて語り合うワークショップ、ファミリープログラムにおいて、「メディアとの上手なつきあい方」をテーマに学び、話し合います。	生涯学習課
メディア研修会の実施	P T A会員を対象としたメディア研修会を実施します。	生涯学習課
生涯学習研修会の実施	教職員を対象として、ネット被害の実態や防止策等の生涯学習研修会を実施します。	生涯学習課
情報セキュリティ等研修の実施	教職員の情報セキュリティに対する意識や情報モラルに関する資質向上を目指した研修を実施します。	教育研究所

成果指標	単位	基準値	目標値
スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合	%	67 (令和元年度)	85 (令和7年度)

(5) 性被害防止に関する教育の推進

子どもたちが性被害の加害者や傍観者にならないよう、性被害の防止に関する教育を推進します。

取組項目	内容	所管課
性に関する指導の充実	学習指導要領に基づき、子どもたちが性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、保健体育科や特別活動で、性に関する指導を実施します。また、産婦人科医や助産師等の専門的な知識を持った外部講師による指導に努めます。	健康教育課 学校教育課
生命（いのち）の安全教育の推進	国が作成した「生命（いのち）の安全教育教材」を活用して、子どもたちが性被害の当事者（加害者、被害者、傍観者）にならないための教育を行います。	学校教育課

(6) 薬物乱用防止啓発活動の推進

薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する意識を向上させることができるよう、関係機関と連携し、薬物乱用防止のための啓発に取り組みます。

取組項目	内容	所管課
薬物乱用防止教室の実施	各学校において、薬物乱用防止教室を実施します。	健康教育課
「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンへの協力	長崎県実施の「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンで、小中高生を含む幅広い世代に対する薬物乱用防止の呼びかけや募金活動への協力を行います。	生活衛生課

(7) 犯罪被害者等への理解の促進

犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について理解を深めることにより、犯罪を起こしてはならないという規範意識を育みます。

取組項目	内容	所管課
犯罪被害者等に対する市民及び事業者の理解の促進	広報ながさきや長崎市ホームページ等を活用した情報発信のほか、犯罪被害者等支援広報啓発用リーフレットを作成・配布するとともに、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）に合わせて犯罪被害者等支援パネル展等を実施します。	自治振興課
学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実	関係機関が行っている学校向け講演会等の周知を行います。	自治振興課

3 安全情報等の提供

犯罪等の被害に遭わないようにするために、市民等に犯罪発生状況及び対処法等の情報を提供し、自ら有効な防犯対策を講じることができるよう支援することが必要です。

(1) 市民等への安全情報等の提供

市民等が具体的な防犯対策を行うことができるように、犯罪発生状況や対処法等の情報を提供します。

取組項目	内容	所管課
防災行政無線での地域住民安全情報の放送	防災行政無線を活用し、地域住民の安全に必要な情報を放送します。	防災危機管理室
「こども安全注意報」の作成及び関係各所への情報提供	市立小中学校などから得た情報をもとに、「こども安全注意報」を作成し、関係部署の協力のもと関係各所へ情報提供を行います。	こどもみらい課

ニセ電話詐欺注意喚起の実施	防犯パネル展、広報紙「いのちを守る通信」、広報ながさき、長崎市公式ツイッター等でニセ電話詐欺の注意喚起を行い、被害の防止を図ります。	自治振興課
医療機関等に設置した啓発用掲示板への消費者被害啓発情報の掲示	医療機関等に設置した啓発用掲示板で、「見守り新鮮情報」、「長崎市消費者を守るネット通信」等から高齢者等への被害が想定される事例を選び、掲示を行います。	消費者センター
「長崎市消費者を守るネット通信」の配信	地域包括支援センター等の各団体に、市内で発生した消費者トラブル等の最新情報を「長崎市消費者を守るネット通信」により配信します。	消費者センター
地域包括支援センター広報紙・各種教室等での消費者被害情報の周知	消費者被害に関する情報を、地域包括支援センターが作成した広報紙や個別相談、各種教室等の機会を通じて周知を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
青色回転灯防犯パトロール団体への不審者情報等の配信	青色回転灯防犯パトロール団体の活動に役立てていただくため、各団体へ不審者情報等を配信します。	自治振興課
救急搬送事故等について当該学校への情報提供	児童生徒の救急搬送事案について当該学校へ情報提供し、被害者へのケアや二次被害の防止等を図ります。	健康教育課
商店街等への情報提供	商店街等に対して、安全面・防犯面の向上に活用できる支援制度等について情報提供を行います。	商工振興課
長崎県警察が発信する「安全メール・キャッチくん」の紹介	長崎県警察が不審者情報等を発信する情報提供システム「安全メール・キャッチくん」について、長崎市のホームページ上に掲載するなど周知を図ります。	自治振興課

(2) 観光客等への安全情報等の提供

観光客等の安全を確保するために、必要な情報を入手した際にはインターネット等を使い、速やかに情報を提供します。

取組項目	内容	所管課
観光客等の安全確保のための情報発信	観光客等の安全を確保するために必要な情報を入手した際には、観光ホームページ、ツイッター、フェイスブック等により、速やかに情報を提供します。	観光交流推進室

第2節 地域づくり

それぞれの地域において、「自分たちのまちは、自分たちで守る」という自主防犯活動の推進を図ります。

1 地域における連帯感の向上

参画と協働による安全で安心な地域づくりを進めていくためには、市民がまちづくりに参画し、様々な担い手とつながりを深め、広げ、自主防犯活動につながる事が重要です。

(1) まちづくりに参画し協働する意識の啓発

市民ができる範囲でできることに取り組む心がけを大切にしながら、情報を出し合い共有し、参画して協働することが重要です。安全・安心なまちづくりの実現に向け、まちづくりに参画し協働する意識の啓発に取り組めます。

取組項目	内容	所管課
「長崎市よかまちづくり基本条例」の趣旨等の周知・啓発	研修や会議等でパンフレットを配布するなど機会をとらえ、「長崎市よかまちづくり基本条例」の趣旨等の周知・啓発を図ります。	自治振興課
「よかまちづくりアイデアコンテスト」の実施	市内の小学校5～6年生を対象とした「よかまちづくりアイデアコンテスト」を開催します。	学校教育課

(2) 地域活動の推進

地域における連帯感の向上を図るため、地域における各種団体のつながりづくりを支援するとともに、各種活動等への地域住民の積極的な参加を推進します。

取組項目	内容	所管課
地域コミュニティを支えるしくみの構築	地域コミュニティを支えるしくみを構築します。	地域コミュニティ推進室

子ども会育成連合会との連携	子ども会育成連合会との連携を通して、各単位子ども会のつながりづくりや活性化を図ります。	こどもみらい課
各種活動を行う長崎市老人クラブ連合会に対する補助金の交付	老人クラブの活性化や園芸大会・スポーツ大会等、各種活動を行う長崎市老人クラブ連合会に補助金を交付します。	高齢者すこやか支援課
各種活動を行う老人クラブに対する助成金の交付	世帯間交流を含めた夏祭りやゲートボール大会等、各種活動を行う老人クラブに助成金を交付します。	高齢者すこやか支援課
「高齢者ふれあいサロン」の立上げや運営への支援	高齢者の閉じこもり防止や生きがいをづくり、介護予防のため、地域の身近な通いの場として住民が主体的に運営する「高齢者ふれあいサロン」の立上げや運営に対して支援を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
アダプトプログラム登録増と登録団体への支援	地域の美化活動の推進のため、公共空間（養子）の里親となり美化を行うアダプトプログラムの登録増を図るとともに、登録団体へ清掃用具の提供やごみの回収などの支援を行います。	廃棄物対策課
広報ながさき等での地域活動の紹介	広報ながさきや長崎市ホームページ等で地域活動を紹介します。	自治振興課
安全・安心・交流センターの維持管理	地域の防犯活動の拠点として活用している安全・安心・交流センターの修繕等維持管理を行います。	自治振興課

2 地域の防犯・安全活動の促進

市民が互いに見守り支えあう安全で安心な地域づくりを進めていくためには、地域の自主防犯活動の支援などに取り組み、活動を推進することが必要です。

(1) 地域の防犯活動団体等への支援

地域の安全・安心なまちづくりの推進を図るため、地域安全活動や防犯意識の高揚に取り組む防犯活動団体等を支援します。

取組項目	内容	所管課
長崎市防犯協会連合会に対する助成金の交付	長崎市防犯協会連合会に助成金を交付し、各地区防犯協会の活動を支援します。	自治振興課
青色回転灯防犯パトロール活動への支援	自主防犯団体が行う青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動について補助金を交付します。	自治振興課
青色回転灯防犯パトロール活動の周知	広報紙「いのちを守る通信」や防犯パネル展で青色回転灯防犯パトロール活動の紹介を行い、新たな担い手や団体の育成を図ります。	自治振興課
青色回転灯防犯パトロール団体間の情報共有	暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会において、団体の活動を紹介するとともに、団体が一堂に会する機会を創出し、団体間の情報共有を促進します。	自治振興課
各地区防犯協会の各種会議等への出席	各地区防犯協会の各種会議等に参加し、連携を図ります。	自治振興課
公用車による青色回転灯防犯パトロールの推進	公用車による青色回転灯防犯パトロール活動を推進します。	自治振興課

成果指標	単位	基準値	目標値
青色回転灯防犯パトロール活動団体数	団体	20 (令和2年度)	23 (令和7年度)

(2) 地域における防犯活動の推進

地域で実施する自主的な防犯活動を活性化するため、必要な支援等を行います。

取組項目	内容	所管課
防犯カメラ設置に対する補助金の交付	ガイドラインを作成し、防犯カメラの適切な運用の支援を図るとともに、自治会及び連合自治会が犯罪防止を目的に設置する防犯カメラの費用に対して補助を行います。	自治振興課
商店街等の防犯機器設置等への支援	商店街の共同施設等のハード整備を支援する制度により、誘導灯や防犯カメラの設置など安全性の向上や防犯機能の強化に取り組む商店街に対して支援を行います。	商工振興課
安全マップづくりの推進	各小学校区において、防災と防犯の観点から、いざという時に安全または役に立つ施設、危ないと思われる場所などを表示した安全マップの作成を推進し、地域の安全への意識の向上を図ります。	こどもみらい課 防災危機管理室
地域防犯出前講座の実施【再掲】	自治会や老人クラブ等に対し、警察署と合同で地域防犯出前講座を実施します。	自治振興課

(3) 地域における高齢者の安全を見守る取組の推進

高齢者が安全で安心して暮らすことができるよう、地域における高齢者の見守りの取組みを進めます。

取組項目	内容	所管課
防災行政無線での行方不明者の情報提供依頼放送	認知症を伴う高齢者が徘徊により行方不明となった場合に、防災行政無線を活用して、情報提供依頼の放送を行います。	防災危機管理室
民生委員による友愛訪問の実施	一人暮らしや高齢者のみの世帯に民生委員が訪問し、声掛けや相談・助言により孤独感の解消・安否確認をする友愛訪問を行います。	高齢者すこやか支援課

高齢者宅訪問時における安否確認の実施	あんしんネットワーク協定事業所による高齢者宅訪問時において安否確認を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
徘徊高齢者等SOSネットワーク協力事業所への日常の見守り等の協力依頼	徘徊高齢者等SOSネットワーク協力事業所に対し、日常の見守りや行方不明高齢者捜索への協力を依頼します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
認知症サポーター養成講座の実施	地域住民、小・中学校、高校、大学生、民間企業、市職員等を対象に認知症サポーター養成講座を実施します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
徘徊模擬訓練や捜索協力アプリ登録の推進	各地域包括支援センターで地域住民等を対象とした徘徊模擬訓練を実施するほか、認知症高齢者の家族と地域をアプリでつなぐ「みまもりあいアプリ」の登録を推進し、徘徊高齢者等の早期発見・保護に繋がります。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課

3 子どもの安全を守る取組の推進

依然として子どもへの声かけ事案が発生しており、児童虐待の相談件数も増加傾向にあります。また、子どもがインターネットを介した犯罪等に巻き込まれるケースも増えています。子どもたちを犯罪等の被害から守るためには、家庭・学校・地域等が連携・協力して見守り等に取り組んでいくことが必要です。

(1) 子どもの見守り活動の推進

長崎市内の全小学校区で立ち上げられているネットワーク活動を支援するとともに、地域をあげて子どもたちを守る取組みを推進します。

取組項目	内容	所管課
子どもを守るネットワーク活動団体への補助金交付	子どもを守るネットワーク活動団体に対し補助金を交付します。	こどもみらい課
子どもを守るネットワークによる巡回活動と情報交換会の実施	各小学校区子どもを守るネットワークによる巡回活動（日常的なパトロール・啓発的なパトロール）と情報交換会を実施します。	こどもみらい課
安全マップづくりの推進 【再掲】	各小学校区において、防災と防犯の観点から、いざという時に安全または役に立つ施設、危ないと思われる場所などを表示した安全マップの作成を推進し、地域の安全への意識の向上を図ります。	こどもみらい課 防災危機管理室

成果指標	単位	基準値	目標値
子どもを守るネットワークパトロール実施回数	回	4,478 (令和2年度)	6,200 (令和7年度)

(2) 子どもを虐待から守る取組の推進

子どもを虐待から守るため、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応などの取組みを推進します。

取組項目	内容	所管課
児童虐待の早期発見、早期対応	乳幼児健康診断の場や保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、虐待やいじめ等の早期発見、早期対応に努めます。	子育てサポート課
養育支援訪問事業の実施	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、保健師による専門的指導・助言と、訪問支援員による育児・家事支援を行い、児童虐待を未然に防止します。	こども健康課 各総合事務所 地域福祉課

個別ケース会議の実施	親子支援ネットワーク地域協議会等の関係機関との連携による個別ケース会議を実施します。	子育てサポート課
親育ち学びあい講座の実施	子育ての精神的負担軽減やしつけの方法等を学ぶ「親育ち学びあい講座」を実施し、児童虐待の防止につなげます。	子育てサポート課
児童虐待防止に係る関係者の資質向上	研修や事例検討を通して児童虐待防止に係る関係者の資質向上を図ります。	子育てサポート課
児童虐待防止の啓発 【再掲】	児童虐待防止月間におけるリーフレット・ポスター配布により、市民への啓発活動を実施します。	子育てサポート課

(3) 子どもを非行から守る取組の推進

子どもを非行から守るため、非行の未然防止及び早期発見、健全な成長を妨げるような環境の改善などの取組みを推進します。

取組項目	内容	所管課
環境浄化活動の実施 【再掲】	コンビニやカラオケボックス等への調査を行い、有害環境の浄化について協力を依頼する社会環境実態調査や、白ポストによる有害図書類の回収活動などによる環境浄化活動を実施します。	こどもみらい課
薬物乱用防止教室の実施 【再掲】	各学校において、薬物乱用防止教室を実施します。	健康教育課
心の教育及びキャリア教育の充実 【再掲】	学校における生徒指導の推進やキャリア教育の充実に取り組みます。	学校教育課

道徳教育、人権教育の指導の充実 【再掲】	教職員向けの研修会の実施や資料の作成・配布など、教職員の指導力向上と日々の教育活動の充実及びいじめや問題行動に対する予防・早期発見・早期対応に向けた施策を行います。	学校教育課
補導活動の実施 【再掲】	少年補導委員による補導活動を実施します。	こどもみらい課
「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンへの協力 【再掲】	長崎県実施の「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンで、小中高生を含む幅広い世代に対する薬物乱用防止の呼びかけや募金活動への協力を行います。	生活衛生課

(4) 子どもをSNS等でのネット犯罪から守る取組の推進

インターネットの利用が年々増加するなか、SNS等を利用した誹謗中傷や詐欺など、子どもが犯罪やトラブルに巻き込まれる事案も発生していることから、子どもへの指導や保護者への啓発など、ネットの危険から子どもを守る取組みを推進します。

取組項目	内容	所管課
スマートフォンなどの使い方やマナー等の指導徹底 【再掲】	小中学校において、児童生徒のスマートフォンなどの使い方やマナー等について、指導の徹底を図ります。	学校教育課
メディア利用のルールづくり 【再掲】	P T A 連合会と連携し、スマートフォンや携帯電話等のメディア利用のルールづくりとその遵守について、保護者への啓発活動に取り組みます。	生涯学習課
メディア利用の共通ルールのチラシ配布 【再掲】	メディア利用の共通ルールを掲載したチラシを小中学校全児童生徒に配布します。	生涯学習課

「メディアとの上手なつきあい方」のファミリープログラムの実施 【再掲】	保護者が子育てについて語り合うワークショップ、ファミリープログラムにおいて、「メディアとの上手なつきあい方」をテーマに学び、話し合います。	生涯学習課
メディア研修会の実施【再掲】	P T A会員を対象としたメディア研修会を実施します。	生涯学習課
生涯学習研修会の実施 【再掲】	教職員を対象として、ネット被害の実態や防止策等の生涯学習研修会を実施します。	生涯学習課
情報セキュリティ等研修の実施 【再掲】	教職員の情報セキュリティに対する意識や情報モラルに関する資質向上を目指した研修を実施します。	教育研究所

(5) 子どもを性被害から守る取組の推進

子どもたちが性被害の被害者にならないよう、性被害の防止に関する教育を推進します。

取組項目	内容	所管課
性に関する指導の充実 【再掲】	学習指導要領に基づき、子どもたちが性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、保健体育科や特別活動で、性に関する指導を実施します。また、産婦人科医や助産師等の専門的な知識を持った外部講師による指導に努めます。	健康教育課 学校教育課
生命（いのち）の安全教育の推進 【再掲】	国が作成した「生命（いのち）の安全教育教材」を活用して、子どもたちが性被害の当事者（加害者、被害者、傍観者）にならないための教育を行います。	学校教育課

性被害に関する相談窓口の周知	性犯被害にあわれた方を総合的に支援する相談窓口「サポートながさき」について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	自治振興課
----------------	--	-------

(6) 学校等における子どもの安全を守る取組の推進

学校や通学路等での子どもの犯罪被害を未然に防止するため、施設・設備等の点検整備や防犯訓練などに取り組みます。

取組項目	内容	所管課
防犯機器等の保守点検等の実施	市立小中学校に設置している非常通報装置及び防犯カメラの保守点検等を実施します。	教育委員会総務課
	子どもが利用する所管施設に設置している非常通報装置の保守点検を実施します。	こども政策課 子育てサポート課
	市立保育所、認定こども園、幼稚園に設置している非常通報装置の保守点検を実施します。	幼児課
防犯訓練の実施	各学校で、不審者侵入を想定した防犯訓練を実施します。	健康教育課
	市立保育所、認定こども園、幼稚園で、不審者侵入を想定した防犯訓練を実施します。	幼児課
安全教育推進研修会の開催	教職員を対象に心肺蘇生法や安全教育・安全管理に関する講義・演習等についての「安全教育推進研修会」を実施します。	健康教育課
「子ども 110 番の家」の周知	各小学校において、集団下校の際に、「子ども 110 番の家」がある場所を確認するなどの安全指導を行います。	学校教育課
P T A 等による立哨活動等の実施	年間 4 回の交通安全運動期間における P T A 等による立哨活動や毎朝の挨拶運動を実施します。	健康教育課

児童生徒への防犯ブザーの貸与	市内の全小・中学生のうち希望する児童・生徒全員に防犯ブザーを貸与します。	健康教育課
計画的な通学路点検の実施	交通安全プログラムに基づく計画的な通学路点検を実施します。	健康教育課
子どもを守るネットワークによる危険箇所の点検	各小学校区子どもを守るネットワークにより危険箇所の点検を行います。	こどもみらい課
小学校通学路の維持・整備の実施	年次計画に基づいて、小学校の通学路の維持・整備を実施します。	各総合事務所 地域整備課

成果指標	単位	基準値	目標値
安全教育推進研修会の参加者数	人	162 (令和2年度)	160 (令和7年度)
防犯ブザーの小学生所有率	%	84.2 (令和2年度)	100.0 (令和7年度)
防犯ブザーの中学生所有率	%	45.0 (令和2年度)	50.0 (令和7年度)

(7) 子どもに係る相談体制の充実

子どもが安全で安心して生活できるよう、子どもや子育てに関する問題について相談できる体制の充実を図ります。

取組項目	内容	所管課
こども子育ての相談専用ダイヤル窓口の周知・充実	虐待やいじめ、子育てに関する総合相談窓口である「相談専用ダイヤル」で家庭等からの相談に応じるとともに、広報ながさきや相談先を記載したカードを配布すること等により周知を図ります。また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、若年層の保護者にとって利用しやすい、メールによる相談を実施します。	子育てサポート課

緊急時等対応のスクールカウンセラーの派遣	長崎県による小・中学校へのスクールカウンセラーの配置のほか、緊急時等には長崎市からスクールカウンセラーを派遣します。	学校教育課
スクールソーシャルワーカーの派遣	子どもを取り巻く環境の改善を行うために、随時スクールソーシャルワーカーを派遣します。	教育研究所
学校サポーター及び学校相談員の配置	小学校に学校サポーター、中学校に学校相談員を配置し、児童生徒が悩みを気軽に話して心のゆとりを持つことができるような環境の整備を図ります。	学校教育課
学校における教育相談体制の充実	すべての児童生徒を対象とした月1回の生活アンケートを実施し、中学校においては、学期に1回、進路指導を含めた教育相談を実施します。 また、教職員による児童生徒の情報交換会を月1回以上開催し、共通理解を図ります。	学校教育課

成果指標	単位	基準値	目標値
児童虐待相談で改善した割合	%	87.2 (令和2年度)	88.0 (令和7年度)
教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（小学生）	%	90.3 (令和2年度)	90.3 (令和7年度)
教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（中学生）	%	88.4 (令和2年度)	88.4 (令和7年度)

(8) 子どもに係る安全情報の発信

子どもたちを事件・事故から守るため、不審者情報等を関係機関等に提供することにより、注意喚起を図ります。

取組項目	内容	所管課
「こども安全注意報」の作成及び関係各所への情報提供 【再掲】	市立小中学校などから得た情報をもとに、「こども安全注意報」を作成し、関係部署の協力のもと関係各所へ情報提供を行います。	こどもみらい課
青色回転灯防犯パトロール団体への不審者情報等の配信 【再掲】	青色回転灯防犯パトロール団体の活動に役立てていただくため、各団体へ不審者情報等を配信します。	自治振興課

第3節 社会づくり

全市的な取組みとして、「犯罪にあわない、起こさせない」ための環境整備等を図ります。

1 暴力行為の根絶と追放

暴力のない安全で、安心して暮らすことができるまちの実現は、市民共通の願いです。暴力行為を根絶し追放するためには、警察はもとより、市、市民、事業者、関係団体などがお互いに連携し、一丸となって取り組むことが必要です。

(1) 警察、防犯関係団体等との連携促進

暴力行為の根絶に向けて、情報共有や相互協力を図るため、警察や防犯関係団体等との連携を促進します。

取組項目	内容	所管課
警察や防犯関係団体等の連携強化	長崎県警察や長崎県防犯協会連合会、長崎県暴力追放運動推進センター等関係団体の会議への出席、情報共有等を行い、連携強化を図ります。	自治振興課
「長崎県警察と長崎市との連絡会議」による連携促進	長崎県警察と長崎市が、それぞれの業務において抱えている具体的な課題について協議するために設置している「長崎県と長崎市との連絡会議」において、定期的に協議及び情報共有を行い、連携促進を図ります。	自治振興課
暴力追放公共企業体等長崎地区協議会における情報共有等	協議会に参加する企業と暴力団追放に係る協議会を開催し、暴力団対応について情報共有等を行います。	上下水道局料金サービス課

(2) 暴力団排除の推進

長崎市暴力団排除条例に基づき、長崎県警察本部と連携して各種契約、指定管理、生活保護、その他市の事業等から暴力団等を排除するとともに、市民等への周知・啓発に努めます。

取組項目	内容	所管課
補助金交付対象等からの暴力団等の排除	市の補助金交付対象等から暴力団等を排除するため、県警へ暴力団該当照会を行います。	自治振興課
契約に関する暴力団該当照会の実施	市の各種契約から暴力団等を排除するため、県警へ暴力団該当照会を行います。	契約検査課
生活保護申請者に関する暴力団該当照会の実施	暴力団員への生活保護制度の適用を排除するため、生活保護申請の際に県警へ暴力団該当照会を行います。	生活福祉1課
指定管理者に関する暴力団該当照会の実施	公の施設の指定管理者から暴力団等を排除するため、指定管理候補者として選定する際に暴力団該当照会を行います。	行政体制整備室
市営住宅の入居申込者・同居親族に関する暴力団該当照会の実施	暴力団員の市営住宅への入居を排除するため、市営住宅への新規入居、入居承認、同居承認の際に県警へ暴力団該当照会を行います。	建築総務課
暴力団排除の重要性についての周知・啓発	市民等が暴力団排除活動に関する関心を高め、暴力団員による不当な行為による被害等を防止するため、市民等に周知・啓発を図ります。	自治振興課

(3) 行政対象暴力の防止と排除

行政対象暴力に対しては、庁内において情報共有を図り、組織的に対応するとともに、警察や関係機関との連携強化に努めます。

取組項目	内容	所管課
行政対象暴力に関する職員研修等の実施	市職員を対象として、不当要求防止責任者講習会、不当要求対応研修等の研修を行うとともに、不当要求行為等対策員会議等により情報共有を図ります。	自治振興課
長崎県不当要求対策自治体連絡会議への参加	長崎県不当要求対策自治体連絡会議に参加し、警察や長崎県暴力追放運動推進センター等の関係機関との連携強化を図ります。	自治振興課

2 女性、高齢者、障害者等の安全を守る取組の推進

配偶者等からの暴力事案の相談は増加傾向にあり、また、還付金詐欺の被害は高齢者に集中し、被害額も多い傾向にあるなど、女性、高齢者、障害者等は特定の犯罪の被害に遭いやすいことから、安全を確保するための特別な配慮が必要です。

(1) 女性に対する暴力防止の教育・啓発

性被害や配偶者等からの暴力（DV）の被害者は、多くの場合女性です。女性に対する暴力の防止と根絶に向けて正しい理解を深めるとともに、未然防止のための啓発を行います。

取組項目	内容	所管課
DVに関する啓発講座の開催 【再掲】	男女共同参画推進センターでDVに関する啓発講座を開催します。	人権男女共同参画室

デートDV防止授業の実施 【再掲】	市内小中学校及び高等学校で、デートDV防止授業（派遣講座）を実施します。	人権男女共同 参画室
性に関する指導の 充実 【再掲】	学習指導要領に基づき、子どもたちが性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、保健体育科や特別活動で、性に関する指導を実施します。また、産婦人科医や助産師等の専門的な知識を持った外部講師による指導に努めます。	健康教育課 学校教育課
生命（いのち）の 安全教育の推進 【再掲】	国が作成した「生命（いのち）の安全教育教材」を活用して、子どもたちが性被害の当事者（加害者、被害者、傍観者）にならないための教育を行います。	学校教育課

(2) 女性、高齢者及び障害者に対する相談体制の充実

特定の犯罪の被害に遭いやすい女性、高齢者及び障害者が安全で安心して生活できるよう、それぞれが抱える問題等について相談できる体制の充実を図ります。

取組項目	内容	所管課
女性に対する暴力等の相談の実施	女性に対する暴力の相談や心の健康相談等（アマランス相談）を行います。	人権男女共同 参画室
地域包括支援センターによる相談支援の実施	高齢者本人やその家族及び地域関係者等からの相談を受付け、電話・来所・訪問により対応し必要な支援を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
地域包括支援センター巡回無料弁護士相談の実施	長崎県弁護士会及び法テラス長崎による地域包括支援センター巡回無料弁護士相談を高齢者等に提供します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課

障害者相談支援事業所の設置	障害者やその家族等からの各種相談に応じ、必要な情報提供、助言、障害福祉サービスの利用等の必要な支援を行います。	障害福祉課
民生委員による友愛訪問の実施 【再掲】	一人暮らしや高齢者のみの世帯に民生委員が訪問し、声掛けや相談・助言により孤独感の解消・安否確認をする友愛訪問を行います。	高齢者すこやか支援課
性被害に関する相談窓口の周知 【再掲】	性犯被害にあわれた方を総合的に支援する相談窓口「サポートながさき」について、チラシ等の配布や広報、ホームページ等の掲載により周知を行います。	自治振興課

成果指標	単位	基準値	目標値
アマランス相談の認知度	%	44.3 (平成30年度)	53.0 (令和7年度)

(3) 高齢者及び障害者の見守り体制の充実

特定の犯罪の被害に遭いやすい高齢者及び障害者が安全で安心して暮らすことができるよう、見守り体制の充実を図ります。

取組項目	内容	所管課
防災行政無線での行方不明者の情報提供依頼放送 【再掲】	認知症を伴う高齢者が徘徊により行方不明となった場合に、防災行政無線を活用して、情報提供依頼の放送を行います。	防災危機管理室
食事配達時における安否確認の実施	低栄養状態にあり安否確認が必要な要介護者等について、栄養バランスの取れた食事の配達によるサービスを提供する際に、安否確認を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課

食事配達時における安否確認の実施	障害、疾病等の理由により食事の調理が困難な身体障害者について、食事の配達によるサービスを提供する際に、安否確認を行います。	障害福祉課
ごみの戸別収集時における安否確認の実施	ごみ出しが常時困難な高齢者のごみの戸別収集時に、安否確認を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
	ごみ出しが常時困難な障害者のごみの戸別収集時に、安否確認を行います。	障害福祉課
高齢者宅訪問時における安否確認の実施 【再掲】	あんしんネットワーク協定事業所による高齢者宅訪問時において安否確認を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
市内郵便局との連携による高齢者及び障害者の見守りの実施	高齢者や障害者等の異変を察知したときに市や警察に連絡していただく協定を市内郵便局と結び、高齢者や障害者の見守りをを行います。	自治振興課
徘徊高齢者等SOSネットワーク協力事業所への日常の見守り等の協力依頼 【再掲】	徘徊高齢者等SOSネットワーク協力事業所に対し、日常の見守りや行方不明高齢者捜索への協力を依頼します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
緊急を要する疾病を持つ高齢者及び重度身体障害者への緊急時における支援	緊急を要する「疾病を持つ高齢者」や「重度身体障害者」に対して専用の緊急通報装置を自宅に設置し、本人からの通報により迅速な対応を行い、必要に応じて訪問介護員等を派遣します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課 障害福祉課

認知症サポーター養成講座の実施 【再掲】	地域住民、小・中学校、高校、大学生、民間企業、市職員等を対象に認知症サポーター養成講座を実施します。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
徘徊模擬訓練や捜索協力アプリ登録の推進 【再掲】	各地域包括支援センターで地域住民等を対象とした徘徊模擬訓練を実施するほか、認知症高齢者の家族と地域をアプリでつなぐ「みまもりあいアプリ」の登録を推進し、徘徊高齢者等の早期発見・保護に繋がります。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
G P S 機能付き発信機の貸与	認知症高齢者の介護家族等にG P S 機能付き発信機の貸与を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
安心カードの普及	緊急時の連絡先や健康に関わる情報を記入したカードを専用容器に入れて冷蔵庫に保管し、救急搬送など必要な時等に備える安心カードの普及を図ります。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課

(4) 高齢者及び障害者を虐待から守る取組の推進

高齢者及び障害者を虐待から守るために、虐待に対する相談窓口を設置し、本人や虐待に気づいた人からの相談・通報に対応するとともに、各種関係機関と連携した支援を推進します。

取組項目	内容	所管課
高齢者虐待相談電話の設置	高齢者虐待についての相談・通報・届出を受けするため、高齢者虐待相談電話を設置します。	高齢者すこやか支援課
障害者虐待防止相談窓口の設置	障害者虐待防止センターを24時間体制で開設し、通報、相談に対する対応を行います。	障害福祉課

地域福祉課と地域包括支援センターによる相談支援の実施	地域福祉課と地域包括支援センターによる高齢者虐待に対する相談支援を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
家族介護教室の実施	地域包括支援センターによる家族介護教室により、介護者のストレス軽減等を図るほか、心身の負担が大きい家族介護者を把握した際には個別支援につなげます。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の実施	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を実施し、福祉・医療・法律の関係機関及び警察との情報交換や連携による支援を行います。	高齢者すこやか支援課 各総合事務所 地域福祉課
高齢者虐待防止ケアマネジメント研修会の実施	高齢者虐待防止ケアマネジメント研修会を実施し、地域包括支援センター職員及びケアマネジャーの対応力の向上を図ります。	高齢者すこやか支援課
権利擁護事例検討会の実施	権利擁護事例検討会を実施し、主となって高齢者虐待対応にあたる地域包括支援センター職員の資質向上及び情報共有を図ります。	高齢者すこやか支援課
高齢者虐待防止の啓発 【再掲】	高齢者虐待防止パンフレットの配布やホームページでの周知等により、市民への啓発活動を実施します。	高齢者すこやか支援課

(5) 子どもを虐待から守る取組の推進【再掲】

子どもを虐待から守るため、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応などの取組みを推進します。

取組項目	内容	所管課
こども子育ての相談専用ダイヤル窓口の周知・充実 【再掲】	虐待やいじめ、子育てに関する総合相談窓口である「相談専用ダイヤル」で家庭等からの相談に応じるとともに、広報ながさきや相談先を記載したカードを配布すること等により周知を図ります。また、専門職を配置するなど相談体制の充実を図ります。併せて、若年層の保護者にとって利用しやすい、メールによる相談を実施します。	子育てサポート課
児童虐待の早期発見、早期対応 【再掲】	乳幼児健康診断の場や保育所、幼稚園、小中学校等と連携し、虐待やいじめ等の早期発見、早期対応に努めます。	子育てサポート課
養育支援訪問事業の実施 【再掲】	出産後間もない時期や、さまざまな要因により養育が困難になっている家庭に対して、保健師による専門的指導・助言と、訪問支援員による育児・家事支援を行い、児童虐待を未然に防止します。	こども健康課 各総合事務所 地域福祉課
親育ち学びあい講座の実施 【再掲】	子育ての精神的負担軽減やしつけの方法等を学ぶ「親育ち学びあい講座」を実施し、児童虐待の防止につなげます。	子育てサポート課
児童虐待防止に係る関係者の資質向上 【再掲】	研修や事例検討を通して児童虐待防止に係る関係者の資質向上を図ります。	子育てサポート課
児童虐待防止の啓発 【再掲】	児童虐待防止月間におけるリーフレット・ポスター配布により、市民への啓発活動を実施します。	子育てサポート課

(6) 学校等における子どもの安全を守る取組の推進【再掲】

学校や通学路等での子どもの犯罪被害を未然に防止するため、施設・設備等の点検整備や防犯訓練などに取り組みます。

取組項目	内容	所管課
防犯機器等の保守点検等の実施 【再掲】	市立小中学校に設置している非常通報装置及び防犯カメラの保守点検等を実施します。	教育委員会総務課
	子どもが利用する所管施設に設置している非常通報装置の保守点検を実施します。	こども政策課 子育てサポート課
	市立保育所、認定こども園、幼稚園に設置している非常通報装置の保守点検を実施します。	幼児課
安全教育推進研修会の開催 【再掲】	教職員を対象に心肺蘇生法や安全教育・安全管理に関する講義・演習等についての「安全教育推進研修会」を実施します。	健康教育課
児童生徒への防犯ブザーの貸与 【再掲】	市内の全小・中学生のうち希望する児童・生徒全員に防犯ブザーを貸与します。	健康教育課
計画的な通学路点検の実施 【再掲】	交通安全プログラムに基づく計画的な通学路点検を実施します。	健康教育課
小学校通学路の維持・整備の実施 【再掲】	年次計画に基づいて、小学校の通学路の維持・整備を実施します。	各総合事務所 地域整備課

(7) その他市民の安全を守る取組の推進

(1)から(6)までの取組みのほか、市民の安全を守るため必要なその他の各種取組みを推進します。

取組項目	内容	所管課
住民票の写しの交付等の制限	配偶者等からの暴力やストーカーから逃れている被害者が、住所情報を加害者に知られないようにするため、被害者からの申し出により、住民基本台帳の閲覧及び住民票と戸籍の附票等の交付をしないようにします。	住民情報課
住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度の実施	証明書の不正取得を抑止し、不正取得による人権侵害や犯罪被害を未然に防止するため、戸籍や住民票の写し等の証明書を、第三者に交付した場合、その事実を本人にお知らせします。	住民情報課
若年者への消費者教育の強化	成年年齢の引下げに対応して、消費者トラブルの対処法を含め、学校等における講座の充実を図るなど、若年者への消費者教育を強化します。	消費者センター

3 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者等が被害から回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、犯罪被害者等に寄り添うことが必要です。

(1) 支援体制の整備・充実

犯罪等の被害に関する相談や各種手続きのワンストップ対応など、犯罪被害者等支援に係る総合的な窓口を設置するとともに、関係部署・関係機関との連携体制の充実を図ります。

取組項目	内容	所管課
犯罪被害者等支援のための総合相談窓口の設置	犯罪被害者等支援のための総合相談窓口を設置し、相談に応じるとともに、各種手続きのワンストップ対応を実施します。	自治振興課
犯罪被害者等支援に係る関係機関等との連携	犯罪被害者等支援に関する各種連携組織に参画するとともに、長崎市を所轄する各警察署と犯罪被害者等支援の連携協定を締結し、犯罪被害者等への支援及び情報共有等に関して相互に連携協力するなど、関係機関等との連携強化を図ります。 また、犯罪により被害を受けた被害者及びその家族や遺族に対して各種支援事業を行う「公益社団法人長崎犯罪被害者支援センター」に財政的支援を行います。	自治振興課
犯罪被害者等に対する相談及び情報の提供等	犯罪被害者等の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。	自治振興課 国際課 人権男女共同参画室 消費者センター 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 地域保健課 子育てサポート課 生活福祉1・2課 各総合事務所 地域福祉課 学校教育課 地域包括ケアシステム推進室
犯罪被害者等支援の周知	各種媒体を活用した犯罪被害者支援の情報発信に取り組みます。	自治振興課

成果指標	単位	基準値	目標値
犯罪被害者等支援相談により支援につながった人数	人	5 (令和元年度)	10 (令和7年度)

(2) 経済的負担の軽減

経済的な支援、居住・就労の場の確保により、被害の軽減を図り、早期に生活の安定が図られるよう支援を行います。

取組項目	内容	所管課
犯罪被害者等支援に係る見舞金・助成金の支給	故意の犯罪行為による死亡等に対する見舞金の支給や、被害者本人等に対する家賃などの助成を行います。	自治振興課
各種年金・手当等の経済的支援	各種年金・手当等について、経済的支援の相談を受けるとともに、要件に応じて支給や手続きを行います。	障害福祉課 国民健康保険課 後期高齢者医療室 こども政策課 こども健康課 幼児課 生活福祉1・2課 東・南・北総合事務所地域福祉課 住民情報課
市営住宅への一時入居及び老人・心身障害者世帯の市営住宅への優先的入居の実施	犯罪被害者等の市営住宅への一時入居について必要な措置を講じます。 また、60歳以上の方を含む老人世帯及び心身障害者世帯向けに、市営住宅の入居者募集を実施し、地域生活を支援します。	建築総務課

セーフティネット住宅の登録推進及び居住支援協議会など支援体制の整備	高齢者、障害者、若年・子育て世帯等住宅の確保に配慮が必要な住宅確保要配慮者がニーズに合った賃貸住宅に入居できるように、セーフティネット住宅の登録を推進し、広く情報の提供を行います。 また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、長崎県居住支援協議会と連携し居住支援法人等による支援体制を整備します。	住宅政策室
住居確保給付金の支給	離職等に伴い経済的に困窮し、住居を失う恐れがある方に対して家賃相当額の給付を行います。	生活福祉2課
事業者に対する理解の増進	事業者に対して犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるため、啓発に取り組みます。	自治振興課
生活困窮者等就職困難者への就労支援	自立相談支援事業や就労支援事業など生活困窮者等の支援に取り組みます。	生活福祉2課
障害者に対する就労支援	障害者に対する就労支援体制を整備するとともに、関係機関と連携しながら就労支援を行います。	障害福祉課
関係機関等と連携した就労支援	ハローワークや地域若者サポートステーション等との連携により、就労に向けた支援の充実を図ります。	産業雇用政策課

成果指標	単位	基準値	目標値
犯罪被害者等支援に係る見舞金の申請から支給決定までの平均処理期間	週間	—	4 (令和7年度)

(3) 心身の被害回復・防止

必要な保健医療及び福祉サービス又は専門機関へつなぐとともに、心身の安全の確保が図られるよう、精神的・身体的被害からの回復や二次被害・再被害の防止を図るための支援を行います。

取組項目	内容	所管課
心身の状況等に応じた適切な保健医療及び福祉サービスの提供	犯罪被害者等が抱える諸問題に係る相談に応じ、各種保健医療及び福祉サービスを提供します。	高齢者すこやか支援課 障害福祉課 国民健康保険課 後期高齢者医療室 地域保健課 こども政策課 こども健康課 生活福祉1・2課 各総合事務所 地域福祉課 地域包括ケアシステム推進室 住民情報課
一時保育等の支援	一時保育、短期入所生活援助、育児に関する相互援助による支援を行います。	子育てサポート課 幼児課
住民票の写しの交付等の制限 【再掲】	配偶者等からの暴力やストーカーから逃れている被害者が、住所情報を加害者に知られないようにするため、被害者からの申し出により、住民基本台帳の閲覧及び住民票と戸籍の附票等の交付をしないようにします。	住民情報課

(4) 犯罪被害者等への理解の促進【再掲】

広報及び啓発活動により、誰もが犯罪被害者等になり得るとの共通認識の醸成や犯罪被害者等の人権尊重と支援への協力に関する理解の促進を図ります。

取組項目	内容	所管課
犯罪被害者等に対する市民及び事業者の理解の促進及び人権啓発の取組【再掲】	広報ながさきや長崎市ホームページ等を活用した情報発信のほか、犯罪被害者等支援広報啓発用リーフレットを作成・配布するとともに、犯罪被害者週間（毎年11月25日から12月1日）に合わせて犯罪被害者等支援パネル展等を実施します。 また、人権啓発用リーフレットやパンフレット等を作成・配布します。	自治振興課 人権男女共同 参画室
学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実【再掲】	関係機関が行っている学校向け講演会等の周知を行います。	自治振興課
道徳教育、人権教育の指導の充実【再掲】	教職員向けの研修会の実施や資料の作成・配布など、教職員の指導力向上と日々の教育活動の充実及びいじめや問題行動に対する予防・早期発見・早期対応に向けた施策を行います。	学校教育課
性に関する指導の充実【再掲】	学習指導要領に基づき、子どもたちが性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、保健体育科や特別活動で、性に関する指導を実施します。また、産婦人科医や助産師等の専門的な知識を持った外部講師による指導に努めます。	健康教育課 学校教育課
生命（いのち）の安全教育の推進【再掲】	国が作成した「生命（いのち）の安全教育教材」を活用して、子どもたちが性被害の当事者（加害者、被害者、傍観者）にならないための教育を行います。	学校教育課

4 再犯防止の推進

犯罪をした人のなかには安定した仕事や住居を持たない、障害があるなど、地域社会で生活するうえで様々な課題を抱え犯罪を繰り返すケースが見受けられます。犯罪をした人が、再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として生活を送れるよう支援し、市民が犯罪による被害を受けることを防止することが必要です。

(1) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

犯罪をした人等が、高齢や障害等により医療や福祉の支援を必要とする場合であっても、支援につながっていない事例も多いと考えられることから円滑にサービスを利用できるよう支援します。

取組項目	内容	所管課
相談窓口の設置	矯正施設から出所した人等に係る相談に応じて、保健医療・福祉サービスの利用につなげます。また、チラシを作成する等、相談窓口の周知を図ります。	自治振興課
保健医療・福祉サービスの利用の促進等	保健医療・福祉サービスについての情報がないことによって、適切なサービスを受けられないことがないよう、犯罪をした人等が抱える諸問題に係る相談に応じ、各種保健医療及び福祉サービスを提供します。	自治振興課 障害福祉課 国民健康保険課 後期高齢者医療室 地域保健課 こども健康課 各総合事務所 地域福祉課 高齢者すこやか支援課 住民情報課 生活福祉1・2課

関係機関との連携強化及び情報共有	自立が困難な矯正施設 ^{※10} 出所者等が出所後速やかに福祉サービス等を受けることができるよう、地域生活定着支援センター ^{※11} 、矯正施設、保護観察所 ^{※12} 等との連携強化を図ります。また、関係機関に対し、本市が実施している保健医療・福祉サービスなどに関する情報提供に努め、関係機関との情報共有を図ります。	障害福祉課 地域保健課 各総合事務所 地域福祉課
多機関型地域包括支援センターによる相談支援	高齢・障害・子育て・生活困窮等、多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談をワンストップで対応し、分野ごとの相談機関と連携しながら、伴走的な支援や課題の解決に向けた支援を実施します。	地域包括ケアシステム推進室
依存症者を支援する団体への支援	依存症者を支援する団体の活動を支援します。	地域保健課

(2) 住居の確保

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、それぞれの状況に応じた住居の確保を支援します。

取組項目	内容	所管課
心身障害者世帯や高齢者世帯の優先的入居の実施	心身障害者世帯、60歳以上の方を含む高齢者世帯向けに市営住宅の入居者募集を実施し、地域生活を支援します。	建築総務課
セーフティネット住宅の登録推進及び居住支援協議会など支援体制の整備 【再掲】	住宅確保要配慮者の円滑な民間、賃貸住宅への入居の促進を図ります。 また、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、長崎県居住支援協議会と連携し居住支援法人等による支援体制を整備します。	住宅政策室

矯正施設出所後の高齢者や障害者等の受け入れ場所確保の協力	矯正施設出所後に、自立した生活を送ることが困難な高齢者や障害者等に対し、地域生活定着支援センター、保護観察所、更生保護施設、矯正施設及び自立相談支援機関等が行う社会福祉施設やアパート等の受け入れ場所を確保するための調整に協力します。	障害福祉課 生活福祉2課 東・南・北総合事務所地域福祉課
------------------------------	--	------------------------------------

(3) 就労の確保

犯罪をした人等が安定した生活基盤を確立するため、それぞれの状況に応じた就労の確保を支援します。

取組項目	内容	所管課
生活困窮者等就職困難者への就労支援 【再掲】	自立相談支援事業や就労支援事業など生活困窮者等の支援に取り組みます。	生活福祉2課
障害者に対する就労支援 【再掲】	障害者に対する就労支援体制を整備するとともに、関係機関と連携しながら就労支援を行います。	障害福祉課
関係機関等と連携した就労支援 【再掲】	ハローワークや地域若者サポートステーション等との連携により、就労に向けた支援の充実を図ります。	産業雇用政策課

(4) 非行の防止と修学支援

将来を担う児童・生徒等の健全育成を図り、学校や地域において非行の未然防止及び早期の対応を行うとともに、犯罪をした人等の継続した学びや進学・復学のための支援に取り組みます。

取組項目	内容	所管課
環境浄化活動の実施 【再掲】	コンビニやカラオケボックス等への調査を行い、有害環境の浄化について協力を依頼する社会環境実態調査や、白ポストによる有害図書類の回収活動などによる環境浄化活動を実施します。	こどもみらい課
青少年育成協議会の支援	地域において青少年を健全に育成するために、様々な体験・交流活動等を実施する青少年育成協議会を支援します。	こどもみらい課
メディア利用のルールづくり 【再掲】	P T A 連合会と連携し、スマートフォンや携帯電話等のメディア利用のルールづくりとその遵守について、保護者への啓発活動に取り組みます。	生涯学習課
薬物乱用防止教室の実施 【再掲】	各学校において、薬物乱用防止教室を実施します。	健康教育課
心の教育及びキャリア教育の充実 【再掲】	学校における生徒指導の推進やキャリア教育の充実に取り組みます。	学校教育課
道徳教育、人権教育の指導の充実 【再掲】	教職員向けの研修会の実施や資料の作成・配布など、教職員の指導力向上と日々の教育活動の充実及びいじめや問題行動に対する予防・早期発見・早期対応に向けた施策を行います。	学校教育課

生活保護受給世帯等に対する子どもの健全育成支援	生活保護受給世帯等に対する学習、健全育成を支援します。	生活福祉2課
「社会を明るくする運動強調月間」に行われる児童・生徒向けイベントの周知	「社会を明るくする運動強調月間」に合わせて、犯罪・非行のない地域社会づくりについて考えてもらい、標語募集（小、中学生）、作文コンテスト（小、中学生）、弁論大会（中、高校生）を広報紙等で周知を図ります。	自治振興課
補導活動の実施【再掲】	少年補導委員による補導活動を実施します。	こどもみらい課
性に関する指導の充実【再掲】	学習指導要領に基づき、子どもたちが性に関して正しく理解し、適切な行動が取れるよう、保健体育科や特別活動で、性に関する指導を実施します。また、産婦人科医や助産師等の専門的な知識を持った外部講師による指導に努めます。	健康教育課 学校教育課
生命（いのち）の安全教育の推進【再掲】	国が作成した「生命（いのち）の安全教育教材」を活用して、子どもたちが性被害の当事者（加害者、被害者、傍観者）にならないための教育を行います。	学校教育課
関係機関と連携した支援	児童生徒が矯正施設等を退所等して学校に復学するに当たって、学校の受け入れが円滑に行われるよう、個別事案を十分に把握し、関係機関と連携して必要な支援を行います。	学校教育課
「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンへの協力【再掲】	長崎県実施の「ダメ。ゼッタイ。」ヤング街頭キャンペーンで、小中高生を含む幅広い世代に対する薬物乱用防止の呼びかけや募金活動への協力を行います。	生活衛生課

(5) 広報・啓発活動の推進

犯罪をした人等が犯罪を繰り返さないよう規範意識の向上を図るとともに、これらの人が社会において孤立することのないよう、再犯防止についての市民の理解を深める活動を推進します。

取組項目	内容	所管課
更生保護ボランティアへの顕彰を通じた社会の機運醸成	更生保護に携わる保護司会、更生保護女性会等の活動を周知し、積極的な顕彰に努めることで、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。	自治振興課 秘書課
再犯防止の推進に対する市民の理解増進	関係団体と連携して、再犯防止に係る理解増進を図るため、様々な広報媒体を活用した周知・啓発に取り組みます。	自治振興課
再犯防止に関する啓発活動の推進	毎年7月に開催されている“社会を明るくする運動”の強調月間及び「再犯防止啓発月間」に市民への認知度を高めていくため、長崎保護観察所をはじめ関係機関等と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組みます。	自治振興課
こころの健康セミナーの開催	精神障害についての理解やこころの健康に対する関心を深めるために、毎年、こころの健康セミナーを開催します。 また、事業所及び地域等の講習会へ講師を派遣する等普及啓発を図ります。	地域保健課
家族教室の開催	精神疾患に対する理解を深め、対応などを学ぶとともに、家族同士で日頃の悩みや思いを語りあうために、家族を対象とした教室を開催します。	地域保健課
人権啓発の取組	お互いそれぞれの違いを認め合い、他人の人権について深く理解し尊重することができるための取組を推進します。	人権男女共同 参画室

暴力追放「いのちを守る」長崎市民集会の開催【再掲】	あらゆる暴力を追放し、命を大切にすると いう意識を高めるため、暴力追放「いのち を守る」長崎市民集会を開催します。	自治振興課
防犯パネル展の実施【再掲】	市民の自主防犯意識及び規範意識を高める ため、「暴力追放強調月間」等の時期を踏 まえ、防犯パネル展を実施します。	自治振興課

(6) 関係機関・団体との連携強化

再犯を防止するためには、途切れることのない支援が必要となることから、関係機関・団体との連携を図るとともに、関係団体の活動促進を図ります。

取組項目	内容	所管課
関係機関・団体との連携強化・情報共有	犯罪をした人等への支援に当たっては、保護観察所、長崎地区保護司会、更生保護協会長崎支部等と連携した支援を行うとともに、情報共有を図ります。	自治振興課 障害福祉課 地域保健課 各総合事務所 地域福祉課
保護観察所等との連携	会議に参加し、情報共有に努めることによ って、保護観察所等との連携を図ります。	地域保健課
公共施設利用時の配慮	保護司等が面接等により公民館・ふれあい センター等の公共施設を利用する際の利用 料金を減免します。	中央総合事務 所総務課 東・南・北総合 事務所地域福祉課 生涯学習課

成果指標	単位	基準値	目標値
長崎市（長崎市を管轄する4警察署管内）における刑法犯検挙者中の再犯者数〔暦年〕	人	363 (令和元年)	290 (令和7年)

5 犯罪防止に配慮した公共施設等の整備促進

道路、公園、駐車場等の公共施設等は、不特定多数の人が利用することから、犯罪を企てる者にその機会を与えないよう防犯に配慮した整備等を進めていくことが必要です。

(1) 道路の整備

車両からのひったくりや痴漢など、道路で発生する犯罪を未然に防止するため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した道路の整備を進めます。

取組項目	内容	所管課
歩道の整備	犯罪防止及び交通安全等の観点から、歩道が必要な道路については歩道の整備を進めます。	土木建設課 各総合事務所 地域整備課
防護柵の設置	車両からのひったくり等が予想される地域において、防犯上に配慮した防護柵の設置を進めます。	土木建設課 各総合事務所 地域整備課
駐輪場内の放置二輪車の撤去	駐輪場内に放置された二輪車の撤去を行います。	土木企画課 土木建設課
市道又は里道上の放置二輪車の撤去	市道又は里道上に放置されている二輪車の撤去を行います。	土木建設課 各総合事務所 地域整備課
駐輪場の整備・拡大	道路環境の悪化につながる路上駐輪をなくすため、駐輪場の整備・拡大を行います。	土木企画課
街路灯の新設、球替	地元自治会からの設置要望を考慮しながら、街路灯の設置を進めるとともに、維持管理を行います。	土木建設課 各総合事務所 地域整備課

成 果 指 標	単 位	基 準 値	目 標 値
道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	%	58.8 (令和2年度)	59.8 (令和7年度)
市が管理する街路灯総数	灯	41,233 (令和2年度)	42,983 (令和7年度)

(2) 公園の整備

公園が安全・安心で快適に利用されるため利用者ニーズの把握に努めるとともに、痴漢や連れ去りなどの犯罪行為の場所とならないよう、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した公園の整備を進めます。

取組項目	内容	所管課
樹木の剪定	公園内の目隠しとなる樹木の剪定を行います。	各総合事務所 地域整備課
公園灯等の修繕	公園灯等の修繕を行います。	各総合事務所 地域整備課

(3) 駐車場の整備

自動車盗や車上ねらいなど、駐車場で発生する犯罪を未然に防止するため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯の観点に配慮した駐車場の整備を進めます。

取組項目	内容	所管課
駐車場の整備	周囲からの見通しや明るさの確保、防犯設備の整備など、駐車場の整備を行います。	土木企画課

(4) 防犯カメラの適正な維持管理

市の施設における利用者の安全確保及び犯罪の防止を図るため、防犯カメラの適正な維持管理に努めます。

取組項目	内容	所管課
市施設の防犯カメラの適正な維持管理	防犯上必要な箇所に設置している防犯カメラについて、機器・データの適正な維持管理を行います。	防犯カメラ設置施設所管課

(5) 観光施設における安全確保のための取組の推進

観光客等が安全で安心して滞在できるよう、防犯環境の整備を行うなど観光客等の安全確保に努めます。

取組項目	内容	所管課
観光施設における防犯設備保守点検等	市が設置する観光施設において、防犯設備の保守点検、防犯マニュアル等の作成などを行います。	観光政策課

6 犯罪防止に配慮した住環境の推進

ひったくりや空き巣など市民生活に身近なところでも犯罪は起きていることから、住環境においても、犯罪を企てる者にその機会を与えないよう防犯に配慮することが必要です。

(1) 市営住宅の整備

空き巣や忍び込みなど、市営住宅で発生する犯罪を未然に防止するため、国が定めた「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」及び県が定めた「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しの確保など防犯に配慮した市営住宅の整備を進めます。

取組項目	内容	所管課
市営住宅の整備	国が定めた「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」及び県が定めた「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、周囲からの見通しを確保した敷地内の配置計画、動線計画を行い、玄関ドアに防犯性能の高い鍵の採用、外部から見通しができる開口部のあるエレベーターの採用等、防犯性能の高い市営住宅の整備を進めます。	住宅政策室

(2) 住宅に関する防犯指針の普及

防犯性の高い住宅の普及を図るため、県が定めた「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を進めます。

取組項目	内容	所管課
住宅に関する防犯指針の普及	建築事業者等に対して、県が定めた「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」の普及を進めます。	住宅政策室

(3) 特定空家等の指導強化・除却推進

特定空家等は、住環境の悪化のほか犯罪や非行の温床にもなりやすいため、適切な維持管理の指導を継続して行うなどの環境整備等を進めます。

取組項目	内容	所管課
特定空家等の適正な維持管理指導	特定空家等について、所有者等の確認を行い、適切な維持管理の指導を行います。	建築指導課
老朽危険空き家対策事業の推進	老朽化し危険な空き家のうち、所有者が建物及び土地を長崎市に寄附できるなどの条件を満たしたものを除却し、跡地を公共空間として整備します。	建築指導課

成 果 指 標	単 位	基 準 値	目 標 値
特定空家等の年間解決件数	件	70 (令和2年度)	75 (令和7年度)

第5章 推進体制

第1節 推進体制の整備

安全・安心まちづくりの総合的な施策を推進するため、市長を本部長とし、副市長及び関係部局長で構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進本部」（平成18年4月設置）において、全庁的な協力体制のもと、計画の総合的かつ計画的な推進を図ります。

また、学識経験者、関係行政機関、関係団体、市民などで構成する「長崎市安全・安心まちづくり推進協議会」（平成16年11月設置）において、計画の推進及び進捗状況について、定期的に検証等を行い、効果的な事業の推進を図ります。

第2節 進捗状況の進行管理

各施策については、事業の進捗状況の把握を行うとともに、その成果の検証・評価を行うなど、適切な進行管理に努めます。

第3節 計画の成果指標

計画全体の成果指標については、犯罪発生状況により安全・安心なまちづくりを評価できると考えられる「人口10万人当たりの刑法犯認知件数」と、安全・安心なまちづくりを評価する指標の一つと考えられる「長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合」を本計画の成果指標として設定します。

成果指標	単位	基準値	目標値
人口10万人当たりの刑法犯認知件数 (犯罪率) [暦年]	件	295件 (令和元年)	191件 (令和7年)
長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合	%	87.8% (令和元年度)	90.0% (令和7年度)

【数値目標一覧表】

コード	成果指標	単位	基準値	目標値
計画全体	人口10万人当たりの刑法犯認知件数（犯罪率）〔暦年〕	件	295件 (令和元年)	191件 (令和7年)
計画全体	長崎市を犯罪の少ないまちであると感じる市民の割合	%	87.8% (令和元年度)	90.0% (令和7年度)
1-1-1	消費者トラブルにあわないように注意している市民の割合	%	89.8 (令和2年度)	94.9 (令和7年度)
1-2-2	人権啓発資料（広報紙折込含む）作成回数	回	2 (令和2年度)	2 (令和7年度)
1-2-2	デートDV防止授業開催数	回	22 (平成28年度～ 令和元年度平均)	23 (令和7年度)
1-2-3	少年補導委員の年間活動実施率	%	88 (令和元年度)	90 (令和7年度)
1-2-3	社会環境実態調査対象店舗への調査実施率	%	69.6 (令和2年度)	100.0 (令和7年度)
1-2-4	スマートフォン等の通信端末機の使用について親子でルールを決めている小中学生の割合	%	67 (令和元年度)	85 (令和7年度)
2-2-1	青色回転灯防犯パトロール活動団体数	団体	20 (令和2年度)	23 (令和7年度)
2-3-1	子どもを守るネットワークパトロール実施回数	回	4,478 (令和2年度)	6,200 (令和7年度)
2-3-6	安全教育推進研修会の参加者数	人	162 (令和2年度)	160 (令和7年度)
2-3-6	防犯ブザーの小学生所有率	%	84.2 (令和2年度)	100.0 (令和7年度)
2-3-6	防犯ブザーの中学生所有率	%	45.0 (令和2年度)	50.0 (令和7年度)
2-3-7	児童虐待相談で改善した割合	%	87.2 (令和2年度)	88.0 (令和7年度)

コード	成果指標	単位	基準値	目標値
2-3-7	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（小学生）	%	90.3 (令和2年度)	90.3 (令和7年度)
2-3-7	教職員が悩みや相談に親身に対応していると感じている割合（中学生）	%	88.4 (令和2年度)	88.4 (令和7年度)
3-2-2	アマランス相談の認知度	%	44.3 (平成30年度)	53.0 (令和7年度)
3-3-1	犯罪被害者等支援相談により支援につながった人数	人	5 (令和元年度)	10 (令和7年度)
3-3-2	犯罪被害者等支援に係る見舞金の申請から支給決定までの平均処理期間	週間	—	4 (令和7年度)
3-4-6	長崎市（長崎市を管轄する4警察署管内）における刑法犯検挙者中の再犯者数 [暦年]	人	363 (令和元年)	290 (令和7年)
3-5-1	道路や公園などの整備により、安心して暮らせるまちと感じる人の割合	%	58.8 (令和2年度)	59.8 (令和7年度)
3-5-1	市が管理する街路灯総数	灯	41,233 (令和2年度)	42,983 (令和7年度)
3-6-3	特定空家等の年間解決件数	件	70 (令和2年度)	75 (令和7年度)

(参 考 资 料)

○長崎市安全・安心まちづくり推進条例

平成16年9月30日

条例第144号

改正 平成23年7月11日条例第20号

平成27年9月30日条例第40号

平成27年12月28日条例第56号

平成29年3月23日条例第13号

令和元年9月27日条例第64号

(目的)

第1条 この条例は、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全で安心なまちづくり」という。）を、市、市民及び事業者が一体となつて総合的に推進し、もつて個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 安全で安心なまちづくりは、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を分担し、密接な連携を図りながら、協働することにより行われなければならない。

2 安全で安心なまちづくりは、犯罪から得た教訓及び経験を日常生活の中に生かし、次世代にこれらが継承されることを目的として行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、安全で安心なまちづくりを推進するため、市民意識の高揚のための啓発活動、情報の提供、知識の普及、市民の安全と安心を確保するための環境整備等の必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、特に援護を必要とする高齢者、障害者、児童等に配慮しなければならない。

3 市は、第1項に規定する施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見を十分に反映させ、常に国、県その他関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と密接な

連携を図るよう努めなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、常に安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を積極的に習得するとともに、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

3 市民は、犯罪の発生時においては、相互に協力して被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、市民の安全に十分配慮して、その所有し、又は管理する土地、建物その他の工作物を適正に管理するとともに、その事業活動を行うに当たっては、安全で安心なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その従業員が安全で安心なまちづくりに関する必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する安全で安心なまちづくりを推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

4 事業者は、犯罪の発生時においては、被害者の救助、関係機関等への通報を行う等安全確保のための適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域安全まちづくり活動)

第6条 市民等は、自主的に又は自発的に地域の安全を確保するための活動(以下「地域安全まちづくり活動」という。)に積極的に取り組み、助け合いの精神に根ざした良好なコミュニティをはぐくむよう努めなければならない。

(市民等に対する支援)

第7条 市は、市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(安全・安心まちづくり推進協議会の設置)

第8条 安全で安心なまちづくりを推進するため、長崎市安全・安心まちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議会の所掌事務)

第9条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域安全まちづくり活動に関する事項
- (2) 学校等における児童等の安全の確保に関する事項
- (3) 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、安全で安心なまちづくりに関し必要な事項

(協議会の組織及び委員)

第10条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のいずれかのうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員のうち、市長が定める職にある者
- (3) 防犯関係団体を代表する者
- (4) 地域活動団体を代表する者
- (5) 教育関係団体を代表する者
- (6) 子ども・青少年育成関係団体を代表する者
- (7) 産業関係団体を代表する者
- (8) 市民

3 市長は、前項第8号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

(平27条例40・平29条例13・令元条例64・一部改正)

(任期)

第11条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第2項第2号から第7号までに掲げる者のうちから委嘱された

委員が、それぞれ同項の相当規定に該当する者でなくなつたときは、前2項に定める任期中であつても、当該委員の委嘱は解かれたものとする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、委員の任期については、委嘱の際現に委員である者の任期満了の日を勘案し、必要があると認めるときは、2年を超えない期間とすることができる。

(平27条例40・全改、平29条例13・令元条例64・一部改正)

(協議会の会長)

第12条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第13条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係人の出席)

第14条 協議会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第15条 協議会の庶務は、市民生活部において処理する。

(平23条例20・平27条例56・一部改正)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。ただし、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第8条、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条から第15条まで並びに第16条ただ

し書の規定は、同年11月1日から施行する。

附 則（平成23年7月11日条例第20号）抄
（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項から附則第12項までの規定は平成23年8月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から、第3条の規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年9月30日条例第40号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日条例第56号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第13号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等は、この条例による改正後のそれぞれの条例の相当規定により委嘱され、又は任命された委員等とみなす。

附 則（令和元年9月27日条例第64号）
この条例は、公布の日から施行する。

長崎市安全・安心まちづくり推進本部設置要綱

(設置)

第1条 長崎市安全・安心まちづくり推進条例（平成16年長崎市条例第144号）第3条の市の責務に基づいて、本市における安全・安心まちづくりに関する施策について、関係部局相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、長崎市安全・安心まちづくり推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全・安心まちづくりのための啓発促進に関すること。
- (2) 安全・安心まちづくりのための地域活動に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりのための環境整備に関すること。
- (4) その他安全・安心まちづくりの施策の推進について必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、推進本部の会務を総理し、推進本部を代表する。

2 本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が招集し、その議長となる。

2 推進本部は、必要があると認めるときは、本部会議に関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会及びワーキンググループ)

第6条 推進本部に幹事会を置き、推進本部の運営について必要な事項を処理する。

2 幹事会を組織する幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充て、幹事長は本部長が指名する。

3 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事会を招集し、これを主宰する。

4 幹事長は、幹事会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、市民生活部自治振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

秘書広報部長
企画財政部長
総務部長
理財部長
市民生活部長

福祉部長
市民健康部長
こども部長
環境部長
商工部長
文化観光部長
水産農林部長
土木部長
まちづくり部長
建築部長
中央総合事務所長
東総合事務所長
南総合事務所長
北総合事務所長
消防局長
上下水道局長
教育長

別表第2（第6条関係）

防災危機管理室長
秘書広報部広報広聴課長
企画財政部都市経営室長
理財部財産活用課長
市民生活部自治振興課長
市民生活部消費者センター所長
福祉部福祉総務課長
福祉部高齢者すこやか支援課長
福祉部障害福祉課長

市民健康部生活衛生課長
こども部子育てサポート課長
こども部幼児課長
こども部こどもみらい課長
環境部環境政策課長
商工部商工振興課長
文化観光部観光政策課長
水産農林部水産農林政策課長
土木部土木総務課長
まちづくり部都市計画課長
建築部住宅政策室長
建築部建築指導課長
中央総合事務所総務課長
東総合事務所地域福祉課長
南総合事務所地域福祉課長
北総合事務所地域福祉課長
消防局予防課長
上下水道局業務部総務課長
教育委員会教育総務部総務課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会学校教育部健康教育課長

用語の説明

※¹ 刑法犯

刑法及び一部の特別法（暴力行為等処罰に関する法律、盗犯等の防止及び処分に関する法律等）に規定される犯罪のこと（犯罪白書による定義）

※² 認知件数

警察において犯罪の発生を認知した事件数

※³ 検挙率

検挙件数を認知件数で除した数値

※⁴ 凶悪犯

殺人、強盗、放火及び強制性交等

※⁵ 粗暴犯

暴行、傷害、脅迫、恐喝及び凶器準備集合

※⁶ 知能犯

詐欺、横領（占有離脱物横領を除く。）、偽造、汚職、背任及び「公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律」に規定する罪

※⁷ 風俗犯

賭博及びわいせつ

※⁸ 社会環境実態調査

青少年を取り巻く社会環境の実態を把握し、青少年の非行防止及び健全育成を図るため、市内のコンビニエンスストア、書店、ビデオ店、カラオケ店、インターネットカフェなどを訪問し、少年にとって有害な環境浄化のための調査を行うもの

※⁹ 情報モラル

情報社会で適正な活動を行う基になる考え方と態度

※¹⁰ 矯正施設

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院

※¹¹ 地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする受刑者等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働し、矯正施設入所中から出所後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成 21（2009）年度に厚生労働省によって事業化され、原則として各都道府県に 1 か所設置されている

※¹² 保護観察所

地方裁判所の所在地に置かれ、更生保護及び医療観察の第一線の実施機関として、保護観察、生活環境の調整、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動、精神保健観察、犯罪被害者等施策等の事務を行っている

第4次長崎市安全・安心まちづくり行動計画

長崎市市民生活部自治振興課

〒850-8685 長崎市桜町2番22号

TEL 095-829-1231 FAX 095-829-1262

発行：令和4年4月
